

「インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関する調査」に関する意見募集に提出された意見 【個人】

No.	意見
1	<p>(1) 侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について</p> <ul style="list-style-type: none">・現政権下では、コンテンツは”アニメの殿堂”に代表される無駄の象徴でしかないので、対策をとる必要がありません。 <p>(2) 権利侵害者の特定を容易にするための方策(発信者情報の開示)について</p> <ul style="list-style-type: none">・現政権下では、コンテンツは”アニメの殿堂”に代表される無駄の象徴でしかないので、権利侵害者の特定を容易にするために予算など付けず、その金をバラマキに使って、低所得者経由でパチンコ業界への支援に回すべきです。 <p>(3) アクセスコントロールの不正な回避を防止するための方策について</p> <ul style="list-style-type: none">・現政権下では、外国人の権利は日本国民の権利より優先されるので、中国／韓国人が”割れ”なくなるような対策はもってのほかです。 <p>(4) 損害賠償額の算定を容易にするための方策について</p> <ul style="list-style-type: none">・現政権下では、スパコンはもちろん、算定の処理に使うパソコンも無駄の象徴でしかないので、算定の必要はありません。 また、現与党は、漫画・アニメのようなコンテンツは、積極的に振興する必要がないほど無価値であることを表明し、選挙に勝っていますので、コンテンツに対し一切の関与をすべきではありません。 <p>(5) 侵害コンテンツへ誘導するリンクサイトについて</p> <ul style="list-style-type: none">・現政権下では、外国人の権利は日本国民の権利より優先されるので、中国、韓国をはじめとする、諸外国での悪質な著作権侵害に一切干渉すべきではありません。 <p>(6) 効果的な啓発活動について</p> <ul style="list-style-type: none">・現与党は、漫画・アニメのようなコンテンツは、積極的に振興する必要がないほど無価値であることを表明し、選挙に勝っていますので、引き続きアニメ・漫画・ゲームを愛好する人間への蔑視と偏見を啓蒙すべきです。 <p>(7) その他</p> <ul style="list-style-type: none">・政治家というより、選挙屋が実権を握っている現政府に、選挙利用することを含めて、コンテンツについて何かしらの干渉をしていただきたくありません。

(1) 侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について

迅速な削除がそもそも必要なのかというのはさておき、まず、侵害であるか権利者以外には把握しにくい現状がある。例えば今自分がこの意見フォームに送る文章について、コピーが他の場所で配信されたとして、それを第三者が私の著作物であると認識する必要があるのか？という話で、コンテンツについて、UPされたものが許諾を得ているか否かを判断する方法が必要だと思われる。これはどこの誰にどういう権利を許諾したかというデータベースを設けることでしか対応は困難なのではなかろうか。現在の作成されたタイミングで自然発生するという著作権の有り様では限界があり、著作権を登録制にして登録された物以外保護されないという仕組みに変えることでこれを解決できるかと思う。

(2) 権利侵害者の特定を容易にするための方策(発信者情報の開示)について

発信者情報の開示について、法的手続きが必要なのは妥当だと考える。例えば、全く著作権を侵害しない自分の気に入らない言論者について、著作権侵害なので住所氏名年齢を寄越せとプロバイダに主張して簡単に情報が入手できるようなのでは、例えば何かの不正を訴える人や内部告発をした人の家に暴力団が家庭訪問するなどという事態にもなりかねない。

(3) アクセスコントロールの不正な回避(注)を防止するための方策について

- 2 そもそも、個人が家庭の中で持っている物をいっどう使うかというのは本来個人の私的領域に属することであって、これをコントロールすること事態が個人の人権を侵害する可能性があるのではなかろうか。そのために私的領域の複製は許容されており、そのための補償金だと考えている。補償金の強化と、それに伴う DRM への規制が必要かと考える。また、DRM は Linux などのフリーなシステムに対する影響が甚大で、開発や参入における事実上の障壁となっている。Microsoft などの DRM に対応した特定企業に国のインフラが依存することのリスクは国益上無視できず、繰り返しになるが DRM には一定の規制が必要だと考える。

(4) 損害賠償額の算定を容易にするための方策について

多くの人間の可処分所得が一定である以上、コピーされた本数＝損害とはならない。普通に考えれば無料であるなら入手するが、そうでないならそもそも利用しないという人間の割合は多くないはずで、本来そのコピーが存在しなければ対価を得られたはずという損害については、コンテンツのソースを TV などのメディアに流している限り正確な数値を把握するのは困難かと思われる。

(5) 侵害コンテンツへ誘導するリンクサイトについて

前述したとおりそれが侵害であると認識しうるかという問題がある。リンクという行為がリンク先のコンテンツを保証しない以上、リンク先のコンテンツに対して対策を行うことでそのリンクを無効化できる。大分昔にリンク先が違法ならリンク元も権利侵害の可能性が・・・という話で企業がのきなみ外部

へのリンクを外したことがあったが、それを誘発するような事態は絶対に避けるべきであると言える。少なくとも恥ずかしくて知財立国などとは名乗れないだろう。

(6) 効果的な啓発活動について

補償金などもそうだが、そもそも利用者が金を出すに値する十二分な理由の説明が必要。景気の低迷で可処分所得が低下していることがコンテンツを購入できない理由であり、また、正規版についてはプロテクトなどで違法コンテンツよりも利便性を意図的に下げられていることが違法コンテンツの流通を促進している。利用者が購入可能な金額で、且つ正規版の方が違法コンテンツよりも利便性が高いなら、消費者は自ずと正規版を購入するだろう。それでも正規版を買わない利用者はそもそも正規版を買うことはなく、そのために本来売れる物が売れなくなるということはないと考える。著作権団体の宣伝は最悪に近く、著作物は文化で権利は保護されるべきだから保護しましょうと言う選民意識が見え隠れするのはよろしくない。もともと創作物によって得られる利益というのは+アルファの嗜好品であって、それが生活に必要なわけでもないし、無ければ死ぬわけでもない以上、広く薄くしか回収が出来ないのは前提では無かろうか。いや、それが文化的な生活に必要なものなのだという話であれば利用者の利用する権利が明文化されていないはずがない。社会のおこぼれで利益を上げているという意識が必要で、そこから謙って協力を求める姿勢が重要かと思われる。

(7) その他

コンテンツ産業が景気の変動の影響を受けないというのは家庭内に貯蓄がある時前提の話で、総中流が崩壊し低所得者があふれている現状では夢物語である。現状の市場を見れば景気悪化による可処分所得の低下が真っ先に影響するのは嗜好品である著作物であるというのは自明で、その前提にたって著作文化を保護しようというのであれば、いっそのこと憲法の基本的人権に基づいた文化利用権を明示し、その上で、人権であるから税などによって広く国民から回収したものを、複製などが行われても維持できるような形で権利者に再配分するのが好ましいのではなからうか。違法ではないコピーと補償金の話になるが、そもそも私的領域のコピーはそのメディアがどれくらい売れたかに比例すると思われる。であれば初めからそのメディアの価格に対価を乗せて販売すべきであって、複製量がわからないから複製メディアから徴収というのはナンセンスも良いところである。複製メディアからではなく、税として国民からまんべんなく回収するかわりに、利用権を明示し、違法とされる複製の範囲について縮小することを提案する。現在メディア業界が儲からないのは不況やメディアバブルの幻想がうすれたことなど複数の要因が考えられるが、そもそも業界構造がバブル前提で作られたものであることに起因する部分があるのではなからうか。なぜ DVD などが売れる必要があるかという制作費が安くてそれだけではペイ出来ないからであるけれども、元々適正な制作費が払われていればそこから利益が出るはずで DVD でペイしないから倒産というような事態はない。複製や配信への対応よりもそういった業界構造自体へのメス入れの方が急務ではなからうか。

3

(1) 私は現在大学にて情報法の勉強をしておりますが、その中でインターネット上での知的財産物についても学んでおります。先日ゼミでアメリカ法との比較といたしまして、youtube の免責事項について知りました。予め投稿される動画については損害賠償がされないという事項を定めつつ、侵害の申し立てがあれば直ちに公開をやめるという制度が法制化されていると聞きました。これならばサービス提供者も安心して運営ができるので、(もちろん万全とはいえませんが)参考になるのではないのでしょうか。ここからは私見となります。迅速な削除を容易にする、という他にいかにして事前に違法なコンテンツを予防するかも重要だと思います。なぜなら無形物たる情報は一度流れるとすぐに広まってしまい確実に回収することができないからです。とはいえあまりにきつすぎる制限を設けて過度に国民の自由を制約するのは許されません。これは(6)とも関連しますがやはり自主規制による統制が望ましいのではないのでしょうか。そのためにも公的に明確なポリシーを示して欲しいと思います。現行の著作権法は素晴らしいものだと思います。(21年改正の意義については多少議論があるようですが)その最適な運営のためにも是非とも具体的に「ここからは違法です！」という線引きをして欲しいと思います。サービス提供者と連携してウェブページの適正な利用に貢献していただきたいと存じます。ポリシーの例としまして、たとえば(4)とも関連して『アニメーションを丸々アップロードした場合再生数×1000円の賠償を目安とします』とか『他人の作品に手を加えて公開した場合一万円以下の罰金および慰謝料』などいかがでしょうか。法律というよりは通達に近いのでしょうかね？ また、政府にはぜひとも海外での侵害事件から取り締まって頂きたいと思います。インターネットは国境の無い空間ですので、個人では追及するにも限界があると思います。そんな場でこそぜひとも政府に国民の権利利益を守っていただきたいと思います。

4

関係ないのかもしれませんが、コンビニ等で簡単に手に入れることができる雑誌に「コピーの方法」や「P2P の設定方法」などが掲載されている状況がおかしいと思います。「真似しないで下さい」等の一言添えるだけで問題を回避できると思ってるのでしょうか？ 実際に使った人間が逮捕や損害賠償の対象になり、掲載雑誌は、その記事のおかげで利益を上げているのになんのお咎めも無し。この状況はあからさまにおかしいと思います。（教唆では？）TVもP2Pアプリケーションを実際に動かして報道したりしていますが、仕組み上アップロードは免れないはずで。しかも「簡単に著作権違反のファイルが手に入る」などと警告していますが、単に興味をあおるだけの結果になり、ユーザーを増やしているような気がします。まずは、そういうメディアのあり方から問われるべき問題だと思います。（1）ネットワーク上に一度上がってしまったものの削除は難しいのでは？（2）上記の通り使用者を先に罰するのではなくマスメディア等の規制が先だと思います。（3）わかりません（4）わかりません（5）すぐに修正、改ざんできるものを取り締まろうと思っても、今のままの知識で規制しますと、無関係の人間に被害がおよぶ可能性があります。（6）雑誌、メディアの規制（7）まずは表現の自由（なかどうか知らないけど）ですき放題あおっている雑誌等の規制を切に願います。

- | |
|--|
| <p>(1) 有効な対策はありえない。地道な検出をするだけのこと。</p> <p>(2) 簡単に詐称できるのがインターネット。これも有効な対策は無い。</p> <p>(3) お金をかければできるが、それに見合う効果は得られない。すぐに時代遅れのシステムとなり、金の無駄遣いとなる。</p> <p>(4) 現在もそうだが皮算用でしか算定できない。そもそも無料だから見るのであって、有料でみるかというそうではない</p> <p>(5) 有効な対策はありえない。地道な検出をするだけのこと。</p> <p>(6) アニメで啓発活動をわかりやすく伝えるものを作り、無償で配布する。これはだめ、あれもだめというだけの人たちが、無償で配布するということ
がどうということなのか、どういう広まり方をするのか、を理解するために必要。</p> <p>5 (7) 日本の権利者は、あれもだめ、これもだめというわりに、その権利を生かすこともしていない。ようやく動画配信をしたと思えば、明らかに高額でほとんど利用されない価格設定でしか配信しない。海外ではインターネットを使ったTV放送的なことも始まっているのに、日本では、コピーの問題でまったく進まない。これ以上権利者の保護ばかりやっていると、インターネット放送の分野で日本だけ旧石器時代となってしまう。権利者が持っているのは無制限にお金が出てくる魔法の杖ではない。きちんと売り方を考えないとすぐに腐ってしまう生鮮食品のようなもの。鮮度が重要なことから、迅速に売り出し、そして売り切ってしまうだけの価格設定、お客によってきてもらうための方策が必要。お客によってきてもらうためにはある程度の期間無料配布、そしてその後、買うほうが納得できるだけの価格設定や、サービスをつけて配布。まとめだが、違法配信を防ぐには、大金をかけた防止システムや取締りでは金を捨てるだけなので最低限に押さえ、違法配信をするより正規で購入したほうがメリットになる配信をすることで、違法配信をなくすことが重要。</p> |
|--|

(1) 侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について

- 国内・国外を問わず国民からの通報 およびそれに伴う報奨金の支給

(2) 権利侵害者の特定を容易にするための方策(発信者情報の開示)について

- 国内・国外を問わず国民からの通報 およびそれに伴う報奨金の支給

(3) アクセスコントロールの不正な回避を防止するための方策について

- 国内・国外を問わず国民からの通報 およびそれに伴う報奨金の支給

(4) 損害賠償額の算定を容易にするための方策について

- 1 作品の販売価格×数量 決してそれ以上にしてはならない。

(5) 侵害コンテンツへ誘導するリンクサイトについて

- 規制の必要は無し

(6) 効果的な啓発活動について

- 無断コピーを自由化し、著作者には税金よりDL回数分の金額を支給する。

(7) その他

- まず、著作権や特許等の知的所有権に付いて全面的な改正が必要と考えています。

1 特許や実用新案等に付いて 現在の独占使用権制度を廃止して、報奨金制度に切り替えます。現在の特許および特許庁、過去の特許取得等を全て廃止し、その代わりにかなり有用な発明に対しては、報奨金を支給します。発明者は特許を使用した商品の売り上げに関係なく、報奨金が支給されます。この報奨金は税金から支給されます。財源は特許庁廃止に伴う職員や経費の削減、裁判費用の削減から出します。現在の特許庁の経費や人件費、年間にかかっている特許裁判がかからなくなり、その中から新たに申請される有用なアイデアに対して、報奨金を支給するので、財源の心配ありません。そのアイデアに対して、故意・過失を問わず模倣は自由とし、それに対して異議申し立てはできないものとします。

2 著作権に付いて 基本的に著作者に公開や販売の意思のある物に付いては、無断コピーなどを自由化し、その分、無断コピーされた分の代金(の一部を)税金から支給します。CD や DVD、ソフトウェアの販売等がこれにあたります。これも財源は裁判費用の削減から出します。著作者が特定の対象にしか公開する意思の無いものを、無許可で公開された場合には、今まで通り損害賠償の対象とするのは、良いと思います。ただし、基本的に刑事罰は削除します。会員や仲間対象へのメッセージ、電子メールの文章などがこれにあたります。しよ像権に関しては、現行通り、しよ像者

が公開の意思の無いものについてはしよ像者に無断で使用はできないものとします。しよ像者からの画像削除要請に従わない場合は、刑事罰も必要とします。現在、早急に著作権フリー化(報奨金支給)の必要があるものは、以下の分野です。1 パソコンのソフトウェア・特に OS 等。個人・企業を問わず旧製品を使用していれば、それに伴う故障の頻発化、操作のしにくさによるサポートの手間等が莫大になります。新製品を常に使用できる事によって、これらの経費が削減します。その削減分で、著作者へのライセンス(報奨金)を支払います。2 教育・実用・学術分野 これらも国民の知識・技術工場につながるので、著作権フリー化が急がれます。国民の学力向上の分から報奨金を払います。

3 アダルトビデオ これらを著作権フリー可して、新製品を無断配布できるようにすれば、国民は無料でアダルトビデオを取得できます。それで、アダルトビデオの万引きが無くなり、性犯罪も減少します。ただし、アダルトビデオについては、著作者への報奨金は支払いません。このような業態については、著作権保護の必要はないからです。これによって、アダルトビデオ制作会社は、我が国から姿を消し、AV 被害の女性を生まなくて済みます。無駄な警察の捜査も必要なくなり、他の捜査に人員を回せます。裁判費用も無くなります。ただし、しよ像権に関しては、現状通り、守られます。しよ像者が公開差し止めの申請をしたら、それに従わなければならない、従わない場合は刑事罰を課せられます。

- また、著作権に課税するののも一つの案です。現在のように作った場合に著作権が生まれるのではなく、特許のように申請して認可されて著作権が生まれる方法です。認可のために手数料を支払うようにします。

- ベルヌ条約からの脱退 これも早急に望まれます。

7	<p>個人情報に勘弁^^; 権利者がCM入りの動画を無料配信する 低画質版の動画をCMなしで無料配信する(youtubeなど) マニアは絶対高画質版(ブルーレイ)を買います! HDDレコーダーは約10万円なので、年間12000円ですべてのコンテンツをインターネットを通して高画質で見られるようにする(レコーダー代わり、プロバイダと連携してください) NHKは視聴料を取っているのだから、オンデマンドはただにする。など そういったことを十分に行ったうえで、取締りや罰則を厳しくすればいいと思います ただ、取締りを厳しくすると、P2Pもできなくなり、光回線の必要もなくなり、どんどん衰退すると思います</p>
---	--

(1) 侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について

＞著作物を公に販売している企業は届出をすること 知名度が著しく高い企業や個人(イラストレーター等)は著作物侵害発見を容易にする為に参考著作物の公開及び行政に届出する。また届出を受けている場合、該当企業及び個人の連絡先または代表連絡先を設ける。

(2) 権利侵害者の特定を容易にするための方策(発信者情報の開示)について

＞(著作物)公開サイトは届出にすること※1 個人で共有コンテンツやダウンロードサイト(ZIP、JPEG 形式等含む)を公開する際、サーバー運営側及び行政機関へ個人情報等の開設者の届出必須。また公開する際、他者の著作物を侵害する行為を迅速に排除するツール等を設けなければならない。上記に違反する点があれば即刻公開の停止及びサイトごと閉鎖する(著作物やHPのソースも全て廃棄する)。

＞違反者に対する規制 ※1「(著作物)公開サイトは届出にすること」で違反を受けている場合、違反者の個人情報を迅速に関係機関等に開示出来るようにブラックリスト(要注意人物)に入れておく。また、匿名サイト(2ch)を通して第三者に対し、違反行為に該当またはそれを誘導させる行為の一切を禁じる。禁じた行為を破った場合は即刻逮捕もしくは賠償にする。

(3) アクセスコントロールの不正な回避(注)を防止するための方策について

8 ＞パスワードサイト TOPを除きログインにパスワードを設ける場合は届出を必須にする→無届の場合、サイトごと閉鎖。また内容が不明のままパスワードを設けている場合も同様。

(4) 損害賠償額の算定を容易にするための方策について

＞損害賠償の一律 ※海賊版商品を営利関係無く提供した 企業の場合→個数問わず罰金 1000 万及び海賊版商品の全ての廃棄及び倒産。個人の場合→個数問わず罰金 1 万及び海賊版商品を全て廃棄する。サイト等設けている場合、サイトの閉鎖(HPのソースも廃棄)及び全てのログインIDを廃棄させる。※ニコニコ動画等の共有サイトの場合 例 1:著作権侵害者を庇ったり身柄(個人情報)を偽装させて捜査を混乱させた場合、運営者に罰金 100 万。例 2:不正ツール等によるアクセスやダウンロードの対策を怠った場合、運営者に罰金 100 万。例 3:同一者によるIDを変えての著作権侵害行為に対して防止を努めない場合、運営者に罰金 100 万。(共有サイト内でしかダウンロード及び再生出来ないようにしなければならない) ※個人による無許可の場合 例 1:動画 1 つ無償でダウンロード及び視聴させた→1 点につき 1000 円。例 2:動画を複数無償ダウンロード及び視聴させた→個数問わず 10 万。例 3:様々な著作物を用いた(MAD 動画等)ものをダウンロード及び視聴させた→個数問わず 10 万

(5) 侵害コンテンツへ誘導するリンクサイトについて

＞公認(許可)を受けているサイトしか誘導してはならない 非公認(非許可)であり著しく著作物を侵害しているサイト(営利問わない)を掲載した

場合は数に関係無く即刻公開停止及びサイトごと閉鎖する(HP のソースも全て廃棄する)

(6) 効果的な啓発活動について

＞賞金制度 著作物侵害行為を発見かつ摘発に繋がった場合、情報提供者に一定の賞金を与える。

＞一般人による著作権侵害活動の団体を設けても構わない 企業が複数の個人に対して公認(著作物を削除する権利)を与え一定の条件で著作権を侵害する行為やサイトの摘発に努めさせる事ができる。

＞侵害物を排除した場合の告知をするサイトを設ける 侵害物を排除した項(些細な事も含む)を掲載するサイトを設けて一般人等に違反行為を周知させる。例:0000年0月0日に000会社で製作しているアニメ「0000」を無断配信した疑いで00県00に住む00大学生を逮捕。

＞侵害物として扱われるものの例の公開(画像付) 著作物を複製したものの譲渡禁止物(DVD、CD、テープレコーダー等) 他社の著作物に他社の著作物を改変させたもの(カードゲーム等)

(7) その他

＞グレーゾーン 違法と疑われるような行為は今後の法律改正の参考としてバックアップする。

9	<p>私はコンテンツの配信業者です。(2)権利者を特定する方法が明確になることでコンテンツの流通量、適法利用が増えると考えています。アニメ、映画など制作委員会形式での権利者表示が増えて適法利用を求めているにもかかわらず、なかなか権利者までたどり着かない現状です。制作委員会の中でも、主管委員も不明瞭ですし、パッケージ化権、配信権など権利が明確になっているにもかかわらず、外部からでは権利者がわかりません。権利者への配分作業などが煩雑なため、質問してもうやむやに逃げられることも多く、権限者に断られたのか、権利のない委員に断られたのかも不明瞭です。権利者特定が容易になれば、適法利用するものも増えるし、不正利用するものも減ると考えています。</p>
---	---

はじめに 本意見書が対象とする著作物は、映像・画像・音楽・コンピュータプログラムのいずれかで、かつ政治・行政・司法・報道のいずれの目的でもないものとする。政治・行政・司法・報道および文字で構成される文書は、現状では侵害の被害は限定的であり、また言論の中核であることから、侵害対策の強化は、これを口実にしたものや誤った措置による不当な言論統制を招くと考える。用語 本意見書では「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を「責任制限法」と省略して表記する。

(1) 侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について

(1-1) ウェブサイト上での侵害について 責任制限法下では、権利者からの削除申請に対して、申請内容の精査、発信者との協議、違法性の判断、といった作業をウェブサイト管理者等の中継者が行っている。これらに相当な時間を要する上、結果として誤った削除となってしまった場合に、発信者に対する賠償責任が免除されるには違法性を相当程度確認できた必要があるほか、企業活動上の損害ともなりうるため、削除に慎重になり、その結果、最終的な結論を下すのが遅くなっている。よって、削除申請を受けた中継者の負担を軽くすることが迅速化に効果的と考える。

10

(1-1-1) 権利者負担による事後補償制度 誤った削除は権利者が事後補償することで、侵害判断を簡易かつ迅速に行う制度である。公的認定を受けた権利者団体等が行う削除申請への「24 時間以内」などの短時間対応に限り、中継者による一連の作業を従来よりも簡易にし、ほぼ削除申請通りの措置を行うのみとすることで、対応を迅速化する。簡易化の要点としては、電子メールによる申請、申請様式統一、電子署名による身元確認、コンテンツ分類(「映像」「音楽」等)の一致のみ確認、発信者への事後報告、となる。結果として、権利を侵害していないコンテンツに対する誤った削除であると判明した場合は、その全責任を削除申請した権利者が負い、中継者は一切の責任を負わないものとする。しかし、本制度は個々の削除に対して発信者および中継者が事前に反論を行う事ができず、表現の自由および通信の自由が不当に制限されかねない。このため、本制度の使用提起を伴う削除申請に対し、制度を使用するかは中継者の任意とする。加えて、誤った削除に対する十分な補償や、故意に濫用した場合の罰則が必要となる。責任制限法では、中継者は誤って削除したとしても一定の条件下で賠償責任が免除されるが、本制度においては権利者によるほぼ一方的な措置となるため、権利者は例外なく責任を有し、中継者と発信者に対する補償義務があるものとする。この補償も、現行法制下で想定される額よりも相当に高額なものとする。特に対象となる発信者は、企業等ではない一個人が大部分であるため、日常生活に加えての非侵害確認訴訟の遂行にも堪え得る補償額とする必要がある。とはいえ、現状で権利者団体が問題にしているのはあからさまな権利侵害が主であるため、結果として誤削除となる事例は少ないと思われ、総じて円滑な権利保護として活用されると考える。一方、本制度を積極活用する中継者には、現行法では免責とならない「カラオケ法理」を法律上で明確に否定するなど責任制限を拡大することで、制度活用への誘因とするとともに、権利者による一方的措置との均衡を保ち、インターネット産業が過度に制限されないよう配慮する。このように、現在の社会情勢下において、全体として権利と責任が不可

分な制度とすることで、権利者による一方的な削除措置は、憲法で保障された表現の自由への不当な侵害とはならないと考える。しかし、権利者の責任が軽んじられ、権利者にのみ有利な制度となれば、憲法違反である。

(1-1-2) 権利者用 OpenID 等による権利者直接削除制度 権利者が違法配布著作物を直接削除する制度である。この項では、ウェブサイト利用者がウェブサイトへ送信したデータ単体の保存と公開を行うウェブサービスについて述べる。(ホスティングサービス等、ウェブサイト用スペースを提供するサービスは含まない) 例えば、動画投稿サイトの「ニコニコ動画」には、事前登録した権利者が運営者への個別の削除申請を要せずに直接削除を行える制度が導入されている。(参考:<http://rcp-smile.nicovideo.jp/static/rule/>) このような制度を公的に確立すれば、迅速な削除が可能である。まず権利者であることを技術的に保証するために、権利者団体共同で OpenID システム(権利者 ID)を構築する。各ウェブサイトは、権利者 ID に対応した OpenID システムと削除システムを構築する。権利者は、権利者 ID を使用して各ウェブサイトログインし、削除を行う。これにより、権利者はウェブサイト管理者の対応を待つことのない迅速な削除が行えるとともに、ウェブサイト管理者は個々の対応の負担が無くなることとなる。従来はウェブサイト管理者が行っている削除作業を権利者が行う事になるが、権利者にとっては削除申請の代替となるため、作業自体は負担増にはならないと考える。権利者による一方的措置となることについては前述(1-1-1)と同様とする。ここで OpenID としているのは、技術として確立しているために各方面の対応が容易であろうという理由によるものであり、より容易な方法があるのであれば必ずしも OpenID である必要はない。

(1-2) P2P 上での侵害について 独立行政法人産業技術総合研究所のセキュリティ研究センター主任研究員である高木浩光氏が私的に起案した P2P 適正化案の方向性を概ね支持する。「高木浩光@自宅の日記 - Winny 等規制法の案を考えてみた

<http://takagi-hiromitsu.jp/diary/20090720.html> 恒久的な蓄積と公衆送信を行い、削除も行えない状態が「中継者」として責任が軽んじられるのは法的責任の均衡を欠くと考える。しかし、直ちに中継責任を問うのは通信の自由を不当に侵害し、インターネット産業の発展を阻害する。適正な管理が行える P2P プログラムの利用を促進する法制度が必要である。

(1-3) 自家サーバ上での侵害について 発信者がサーバの段階から管理している場合(P2P を含む)、中継者によるデータ削除はできず、接続業者による通信の遮断しか方法がない。迅速化としては、前述(1-1-1)とほぼ同様の制度が効果的と考える。しかしこの場合、違法配布の制限に留まらず、全てのインターネット通信が遮断されれば、通信の自由を不当に侵害する。従って、接続業者を通じての配布停止要求と、これが行われなかった場合の通信遮断という、2 段階を経る必要がある上、通信の遮断は、当該配布行為に可能な限り限定したものでなければならない。遮断方法は、ポート番号では変更される可能性があり、通信内容での峻別では通信の秘密を不当に侵害する。よって、インターネット側から回線利用者側への接続を遮断する方法が、現状の通信技術上では最良である。サーバ用途でない一般のインターネット利用は、回線利用者側からインターネット側へ接

続するため、大部分の通信が通常通り利用可能である。また、違法配布目的以外のサーバ利用も制限されることになるが、インターネット回線におけるサーバ用途の利用比率や、現状の技術的限界を踏まえれば、侵害の防止に必要な限度を超えているとまではいえないと考える。

(2) 権利侵害者の特定を容易にするための方策(発信者情報の開示)について

違法配布の制限は侵害を防止するためであり、発信者の特定は侵害の責任を追及するためである。侵害に直面している段階では、正当防衛および緊急避難と同様の法理の適用が考えられるが、責任を追及する段階では、こうした法理は適用できない。よって、発信者の特定は違法配布の制限と比較して緊急性が低く、容易化は不要である。以下、発信者情報の開示が容易化される場合について述べる。責任制限法では発信者情報の開示判断には特に慎重さを求め、主に裁判による解決が想定されており、その意義は現在も不変である。従って、裁判外において結果として誤った開示が行われた場合は、削除と比べても特に高額な補償を要する。開示された情報を元に既に当該発信者に対して法的措置が講じられていた場合は、これに関する全ての負担と損害も補償する。また、当該発信者情報の削除義務を法律上で明文化し、違反には罰則を課す。発信者特定の容易化には、非常に重い責任を要する。権利者の責任が軽んじられ、権利者にのみ有利な制度となれば、通信の秘密を不当に侵害し、憲法違反である。

(3) アクセスコントロールの不正な回避を防止するための方策について

前述(1)により、著作物の違法配布を大きく制限できると考える。対してアクセスコントロールやコピーコントロールは、それ自体が正規利用者の利便性を低下させるほか、回避と保護の強化を繰り返した結果、使用対象外とされてしまった旧世代機器の利用者は新世代機器の購入等の負担を強いられる。従って、違法配布対策の強化が行われれば、アクセスコントロール等は利益より不利益が大きくなる。正規利用者の不利益増大は、著作物離れを促進すると考える。よって、アクセスコントロール等は不要である。

(4) 損害賠償額の算定を容易にするための方策について

著作物市場の動向調査も兼ね、インターネットにおける正規の利用料を統計的に把握し、活用する。対象の著作物がインターネット上で正規利用されていなくとも、同じ分野での統計的金額が適用可能である。インターネットにおける正規利用料が算出困難で、有料販売のみ行っている著作物の場合、無料で入手した者の全員が有料でも購入するとは考えられないため、無料試供がある著作物について、有料販売との利用者数の差を統計的に把握し、活用する。(プログラムの無料バージョンと有料バージョン、映像作品の無料配信回と有料配信回等)

(5) 侵害コンテンツへ誘導するリンクサイトについて

前述(1)により、著作物の違法配布を大きく制限できると考える。対して、仮に違法配布著作物へのリンクを完全に制限できたとしても、違法配布そ

のものは制限されず、意味はない。よって、リンク対策にかける労力があるならば、違法配布対策にかける方が効果的である。リンクの制限は、表面的に見え難くするのみであり、本質への変化はなく、浅はかな考えである。また、情報の蓄積がインターネットの特性である一方、公開する情報が一瞬で変化するのもインターネットの特性である。過去に行った適法なコンテンツへのリンクが10年以上後も残っていることがある一方で、リンク先で公開されている情報が永久に不変である保証はなく、違法配布サイトへ変わっている場合も考えられる。リンクの法的責任が問われることになれば、インターネット上での言論活動の適法性が不安定になり、表現の自由を不当に侵害する。インターネットにおけるリンクは、道案内や誘導とは異なる。自らが体験したものや批評の出典を記録しているにすぎない。これは、正当な社会慣習であり、著作権法上の要請でもある。リンクの法的責任を問う事は、事件の目撃者に事件の法的責任を問うことになる。

(6) 効果的な啓発活動について

著作権法に限らず、教育課程において総じて法律の学習が欠如している。一方実情としては、多くの人は法律を社会慣習から学習する。よって、前述(1)により、違法配布対策を強化することで、社会慣習として著作権擁護が確立されると考える。また、権利者は著作物の利用者を全て犯罪者として扱う敵視政策を直ちに止め、個人が著作物を正当に利用できる権利を擁護することで、その基礎となる著作権への理解を求めべきである。

(7) その他

権利者が行っている現在の権利侵害対策は、総じて姑息での外れである。先の著作権法改正により、一部の違法配布著作物のダウンロードが違法化されたが、前述(5)と同じく、本質的対策とはならない。物質を目視し確認してから複製する場合と異なり、ダウンロードしてからでなければ何のデータかわからない電気通信において、ダウンロードを違法とするのは、様々な矛盾を含み、あらゆるインターネット利用の合法性が不確実となる。利用者の心の内がどのようなものであったかは電気通信上に記録されず、権利者の濫用を防ぐ効果は期待できない。違法配布対策の補完がダウンロード違法化の目的であるとされることから、違法配布対策を強化することによりダウンロードを違法とする意義は失われるため、再度法改正し撤廃すべきである。

11	<p>今回の論議を読んだ感想は、そこまでぎちぎちに管理してしまうと管理しなかった場合に得られたはずの果実まで得られなくなってしまうのではないかと疑念です。例えば、映像や音楽などのコンテンツに関するネット公開への規制ですが、コンテンツの著作権の無断使用という面はあるにしろ、その公開があった故に人気に火がついて、有償の広告を行った以上の効果により売り上げや視聴率が上がるケースは考えられないのでしょうか？そういうクチコミの部分がヒットにとって大切な部分であるのなら、あえてその部分を削ろうとはせずに、おおらかに公開した方が経済的な効果が高いように思えます。例えば、ダウンロードされた楽曲がCDなどに焼かれて流布されることを恐れてiTuneには楽曲は提供しないという考え方もありますが、そもそも、そのような違法コピーによるロス全体からみれば微々たるものと、コピーコントロールの方法を待たずに、ダウンロード販売に参入した方が経済的効果が大きいとは言えないでしょうか？むしろ「侵害コンテンツ」を気にするあまり、機会を逸している可能性があるように思います。おそらく、ロスを気にする方はビター文も負けたくない団体の方か、もしくは売れないコンテンツホルダーではないか？と思いますが、著作権を管理する方たちは全ての果実を収穫しようとするのではなく、一番、優秀な果実のみを残して、残りは見ない方がより収量が上がる可能性も考えて、管理対象の線引をして欲しいと思いますし、売れないコンテンツホルダーの方はぎちぎちに著作権管理をしてもどうせ売れないのですから、売れるための方策をきちんと考えるべきです。要は、現在以上に無理やりにコンテンツコピーに神経質になる必要はないと思いますし、そのための施策も不要だと思います。</p>
12	<p>(3)アクセスコントロールの不正な回避を防止するための方策について 現状、アクセスコントロールの不正な回避を違法とする法的根拠は不正競争防止法2条1項10号がある。しかしながら、同号違反については刑事罰がなく、しかも関税法にも規定がないため税関差止めなされない。したがって、上記規定を実効化するためには、不正競争防止法上の刑事罰の対象に追加する他、関税法の税関差止の対象に加えることが有効であると考え。また、著作権法30条1項1号3号が規定され、違法ダウンロードが私的使用の対象外であることが明文化された。しかし、これに対する刑事罰がないため、実効性に乏しい。刑事罰を明文化すべきであると考え。また、著作権法120条の2第1号の対象が「アクセスコントロールの回避を専らその機能とする装置」を含むのが不明確(一般的には含まれないとする学説が有力であるが、一部含まれているとする学説もある)であるため、「アクセスコントロールの回避を専らその機能とする装置」を対象とすることを明確にすべきであると考え。同様に著作権法120条の2第2号についても、「業として公衆の求めに応じてアクセスコントロールの回避を行った者」も対象であるような明文化をすべきであると考え。また、アクセスコントロールに用いられる、シリアルナンバーやアクセスキー等のいわゆるカギ情報の公衆送信化、違法な複製についても、不正競争防止法等により規制すべきであると考え。いずれも日本が誇るゲームやソフトウェアのビジネスが、中国等の不正な業者により、無効化され、利益を横取りされています。日本の景気悪化、税収低下を招くだけでなく、不正アクセスの氾濫により、日本国民のモラル低下を招く一因ともなっております。個人ユー</p>

	<p>ザに責任を押し付け、ビジネスを行う悪質な業者を取り締まるべく、いわゆる間接侵害の場合でも、業者を直接取り締まれるような法律構成、特に刑事罰の規定、税関取締の強化をお願いします。以上</p>
13	<p>YouTube やニコニコ動画その他の動画サイトは、ストリーミングで提供されているため今回は、違法化の対象外とするべきである。しかしストリーミングとダウンロードの区別は曖昧であり、キャッシュという形でダウンロードはしている。専門家の間でも定義に争いがあり、裁判所が違法と判断するかもしれない。だからダウンロードの違法化には反対です。</p>
14	<p>1)～3)既存のデジタルタグという標準化された技術が確立されているのですから、活用するのが支弁と考えます。日本発の優秀な技術を見逃しているか、利権、既得権を主張するかたがたが障害となっています。</p> <p>4)ビジネスとしてコスト意識を持って考えることに徹底すれば容易になります。</p> <p>5)これは、じんかい戦術、情報收拾しかないと考えます。また、ある程度プロバイダに責任を負わせないと解決に近づきません。</p> <p>6)初等教育から啓発が必要と考えます。児童の表現力育成と同時に人の作品の価値を認める、ホリスティックな考えが必要です。</p>

15

(概要) インターネット上の著作権侵害対策に関し、以下のことを求める。・日本レコード協会提案の、検閲に該当する日本版著作権グリーン・ダム計画を止めること。・閣議決定により、警察庁などが絡む形で検討が行われている違法ファイル共有対策についても、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権、表現の自由等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で検討を進めることを担保すること。・憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むこと。・憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むこと。・発信者情報の開示、リンクサイト等について、いたずらに今の過大な法的不安定性をさらに拡大するような法改正を行うこと無く、間接侵害や著作権侵害幫助に関し、被侵害者との関係において、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確なセーフハーバーについて検討し、著作権侵害とならないセーフハーバーの範囲を著作権法上きちんと確定すること。このセーフハーバーの要件において、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなる、標準的な仕組み・技術や違法性の有無の判断の押しつけなどをしないこと。・文化庁の片寄った見方から一方的に導入されたものである、私的領域でのコピーコントロール回避規制(著作権法第30条第1項第2号)を撤廃すること。ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上のDRM回避規制の強化を検討しないこと。・著作権に関する教育・啓発活動には、通信の秘密やプライバシー、表現の自由等の情報に関する国民の基本的な権利についての情報も含め、著作権の保護強化も行き過ぎればまた非人道的なものとなるということに関して啓発・周知を図ること。・模倣品・海賊版拡散防止条約について、税関において個人のPCや携帯デバイスの内容をチェック可能とすることや、インターネットで著作権検閲を行う機関を創設すること、ストライクポリシーを取ることを事実上プロバイダーに義務づけることといった、非人道的かつ危険な条項は除くべきであると、かえって、プライバシーや情報アクセスの権利といった国際的・一般的に認められている個人の基本的な権利を守るという条項こそ条約に盛り込むべきであると日本から各国に積極的に働きかけること。危険な規制強化につながる恐れが極めて強いプロバイダーの責任やDRM回避規制に関する規定はこの条約から除くべきであると、日本から各国に強く働きかけること。この条約の検討の詳細をきちんと公表すること。・文化庁の暴走と国会議員の無知によって成立したものであり、ネット利用における個人の安心と安全を完全にないがしろにするものである、百害あって一利ないダウンロード違法化を規定する著作権法第30条第1項第3号を即刻削除すること。

(1) 侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について

まだ実施されていないが、総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」第一次提言案において、携帯電話においてダウンロードした音楽ファイルを自動検知した上でそのファイルのアクセス・再生制限を行うという、日本レコード協会の著作権検閲の提案が取り

上げられており、今現在、このような著作権検閲の提案が政府レベルで検討されかねない非常に危険な状態にある。これも実施されていないと思うが、同じく、著作権検閲に流れる危険性が極めて高い、フランスで今なお揉めているネット切断型のストライクポリシー類似の、ファイル共有ソフトを用いて著作権を侵害してファイル等を送信していた者に対して警告メールを送付することなどを中心とする著作権侵害対策の検討が、警察庁、総務省、文化庁などの規制官庁が絡む形で「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会(CCIF)」において勧められている。通信の秘密という基本的な権利の適用は監視の位置がサーバーであるか端末であるかによらないものであること、特に、機械的な処理であっても通信の秘密を侵害したことには変わりはないとされ、通信の秘密を侵害する行為には、当事者の意思に反して通信の構成要素等を利用すること(窃用すること)も含むとされていることを考えると、日本レコード協会が提案している著作権対策は、明らかに通信の秘密を侵害するものである。また、本来最も基本的なプライバシーに属する個人端末中の情報について、内容を自動検知し、アクセス制限・再生禁止等を行うことは、それ自体プライバシー権を侵害するものであり、プライバシーの観点からも、このような措置は導入されるべきでない。最も基本的なプライバシーに属する個人端末中の情報について、内容を自動検知し、アクセス制限・再生禁止等を行う日本レコード協会が提案している違法音楽配信対策は、技術による著作権検閲に他ならず、憲法に規定されている表現の自由(情報アクセス権を含む)や検閲の禁止に明らかに反するものである。ここで、表現の自由や検閲の禁止という観点からも、このような対策は決して導入されてはならないものである。付言すれば、日本レコード協会の携帯端末における違法音楽配信対策は、建前は違えど、中国でPCに対する導入が検討され、大騒ぎになった末、今現在導入が無期延期されているところの検閲ソフト「グリーン・ダム」と全く同じ動作をするものであるということを政府にははっきりと認識してもらいたい。このような検閲ソフトの導入については、日本も政府として懸念を表明しており、自由で民主的な社会において、このような技術的検閲が導入されることなど、絶対許されないことである。このような提案は、通信の秘密や検閲の禁止、表現の自由、プライバシーといった個人の基本的な権利をないがしろにするものである。日本レコード協会が提案している、検閲に該当するこのような対策は絶対に導入されるべきでなく、また技術支援・実証実験等として税金のムダな投入がなされるべきではない。フランスで導入が検討された、警告メールの送付とネット切断を中心とする、著作権検閲機関型の違法コピー対策である3ストライクポリシーについても、この6月に、憲法裁判所によって、インターネットのアクセスは、表現の自由に関係する情報アクセスの権利、つまり、最も基本的な権利の1つとしてとらえられるものであるとして、著作権検閲機関型の3ストライクポリシーは、表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにするものとして、真っ向から否定された。フランスでは今なおストライクポリシーに関して揉め続けているが、日本においては、このようなフランスにおける政策の迷走を他山の石として、このように表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにする対策を絶対に導入しないこととするべきであり、閣議決定により、警察庁などが絡む形で検討が行われている違法ファイル共有対策についても、通信

の秘密やプライバシー、情報アクセス権、表現の自由等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で検討を進めることを担保するべきである。これらの提案や検討からも明確なように、違法コピー対策問題における権利者団体の主張は、常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。今後は、このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討するべきである。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討するべきである。今後は、国民の基本的な権利を必ず侵害するものとなる危険な技術による著作権検閲の検討ではなく、ネットにおける各種問題は情報モラル・リテラシー教育によって解決されるべきものという基本に立ち帰り、このような教育や公開情報の検索を行うクローリングと現行のプロバイダー責任制限法と削除要請を組み合わせた対策などの、より現実的かつ地道な施策のみに注力する検討が進むことを期待する。

(2) 権利侵害者の特定を容易にするための方策(発信者情報の開示)について

動画投稿サイト事業者がJASRACに訴えられ、第一審で敗訴した「ブレイクTV」事件や、レンタルサーバー事業者が著作権幫助罪で逮捕され、検察によって姑息にも略式裁判で50万円の罰金を課された「第(3)世界」事件等を考えても、今現在、著作権の間接侵害や侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的混乱が生じかねないという非常に危険な状態にある。発信者情報の開示等について、いたずらに今の過大な法的不安定性をさらに拡大するような法改正を行うことなど論外であり、政府においては、今現在、著作権の間接侵害・侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的混乱が生じかねないという非常に危険な状態にあるということをきちんと認識し、民事的な責任の制限しか規定していないプロバイダー責任制限法に関し、被侵害者との関係において、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確なセーフハーバーについて検討するべきである。さらに、著作権の間接侵害事件や侵害幫助事件においてネット事業者がほぼ直接権利侵害者とみなされてしまうことを考えると、プロバイダー責任制限法によるセーフハーバーだけでは不十分であり、間接侵害や著作権侵害幫助罪も含め、著作権侵害とならないセーフハーバーの範囲を著作権法上きちんと確定することが喫緊の課題である。セーフハーバーを確定するためにも間接侵害の明確化はなされるべきであるが、現行の条文におけるカラオケ法理や各種ネット録画機事件などで示されたことの全体的な整理以上のことをしてはならない。特に、今現在文化庁の文化審議会で検討されているように、著作権法に明文の間接侵害一般規定を設けることは絶対にしてはならないことである。確かに今は直接侵害規定からの滲み出しで間接侵害を取り扱っているので不明確なところがあるのは確かだが、現状の整理を超えて、明文の間接侵害一般規定を作った途端、権利者団体や放送局がまず間違いなく山の様に脅しや訴訟を仕掛けて来、今度はこの間接侵害規定の定義やそ

こからの滲み出しが問題となり、無意味かつ危険な社会的混乱を来すことは目に見えているからである。このセーフハーバーの要件において、標準的な仕組み・技術や違法性の有無の判断を押しつけるような、権利侵害とは無関係の行政機関なり天下り先となるだろう第三者機関なりの関与を必要とすることは、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなるものであり、税金のムダな浪費と技術の発展の阻害につながるだけの危険かつ有害無益な規制強化であり、絶対にあってはならない。プロバイダー責任制限法の検討においても、通信の秘密やプライバシー、表現の自由等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で検討が進められなくてはならないことは無論のことである。なお、アクセスログの保存についても、プロバイダー責任制限との関係で検討されるべき話ではなく、それ自体で別途きちんと検討されなくてはならない話である。

(3) アクセスコントロールの不正な回避を防止するための方策について

昨年7月にゲームメーカーがいわゆる「マジコン」の販売業者を不正競争防止法に基づき提訴し、さらにこの2月にゲームメーカー勝訴の判決が出ていることなどを考えても、現時点で、現状の規制では不十分とするに足る根拠は全くない。かえって、著作権法において、私的領域におけるコピーコントロール回避まで違法とすることで、著作権法全体に関するモラルハザードとデジタル技術・情報の公正な利活用を阻む有害無益な萎縮効果が生じているのではないかと考えられる。デジタル技術・情報の公正な利活用を阻むものであり、そもそも、私的なDRM回避行為自体によって生じる被害は無く、個々の回避行為を一件ずつ捕捉して民事訴訟の対象とすることは困難だったにもかかわらず、文化庁の片寄った見方から一方的に導入されたものである、私的領域でのコピーコントロール回避規制(著作権法第30条第1項第2号)は撤廃するべきである。コンテンツへのアクセスあるいはコピーをコントロールしている技術を私的な領域で回避しただけでは経済的損失は発生し得ず、また、ネットにアップされることによって生じる被害は公衆送信権によって既にカバーされているものであり、その被害とDRM回避やダウンロードとを混同することは絶対に許されない。それ以前に、私法である著作権法が、私的領域に踏み込むということ自体異常なことと言わざるを得ない。また、知財計画2009で今年度にDRM回避規制に関する検討を行うこととされているが、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上のDRM回避規制の強化は検討されるべきでない。

(4) 損害賠償額の算定を容易にするための方策について

法定損害賠償制度については、平成21年1月の文化庁の「文化審議会著作権分科会報告書」においても、「過去の裁判例における第114条の5等の規定による損害額の認定の状況を踏まえれば、同規定はある程度機能しているものと考えられ、現行法によってもなお対応が困難であるとするまでの実態が認められるには至っていない」とされている整理を変えるべきであるとするに足る状況の変化は無く、法定損害賠償制度などの損害賠償額の算定を容易にするための方策の検討はされるべきでは無い。さらに付言すれば、法定損害賠償制度は、アメリカで一般ユーザーに法外な

損害賠償を発生させ、その国民のネット利用におけるリスクを不当に高め、ネットにおける文化と産業の発展を阻害することにしかつなげていないものである(<http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0906/22/news028.html> 参照)。日本においてこのような制度は絶対に導入されてはならない。

(5) 侵害コンテンツへ誘導するリンクサイトについて

リンクサイトの問題も著作権の間接侵害や侵害幫助の問題であるが、上の(2)で書いた通り、今現在、著作権の間接侵害や侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的混乱が生じかねないという非常に危険な状態にあるのであり、このような問題について、いたずらに今の過大な法的不安定性をさらに拡大するような法改正を行うことなど論外である。政府においては、今現在、著作権の間接侵害・侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的混乱が生じかねないという非常に危険な状態にあるということをきちんと認識し、民事的な責任の制限しか規定していないプロバイダー責任制限法に関し、被侵害者との関係において、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確なセーフハーバーについて検討するべきであり、さらに、プロバイダー責任制限法によるセーフハーバーだけでは不十分であることを考え、間接侵害や著作権侵害幫助罪も含め、著作権侵害とならないセーフハーバーの範囲を著作権法上きちんと確定するべきである。上の(2)で書いた通り、このセーフハーバーを確定するためにも間接侵害の明確化はなされるべきであるが、今現在文化庁の文化審議会で検討されているように、著作権法に明文の間接侵害一般規定を設けることは絶対にしてはならないことであり、このセーフハーバーの要件において、標準的な仕組み・技術や違法性の有無の判断を押しつけるような、権利侵害とは無関係の行政機関なり天下り先となるだろう第三者機関なりの関与を必要とすることも、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなるものであり、税金のムダな浪費と技術の発展の阻害につながるだけの危険かつ有害無益な規制強化として絶対に行ってはならないことである。プロバイダー責任制限法の検討においても、通信の秘密やプライバシー、表現の自由等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で検討が進められなくてはならないことは無論のことである。

(6) 効果的な啓発活動について

ネットにおける各種問題は情報モラル・リテラシー教育によって解決されるべきものという基本に立ち帰り、有害かつ危険な規制強化の検討では無く、教育・啓発活動などのより現実的かつ地道な施策のみに注力する検討が進むことを期待するが、違法コピー対策問題における権利者団体の主張は、常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。違法コピー対策問題における権利者団体の主張はほぼ常に非常識かつ危険なものであると啓発・周知する必要があることを考え、著作権に関する教育・啓発活動には、通信の秘密やプライバシー、表現の自由等の情報に関する国民の基本的な権利についての情報も含め、著作権の保護強化も行き過ぎればまた非人道的なものとなるということに関して啓発・周知を図るべきである。

(7)その他（海賊版模倣品対策条約について）

模倣品・海賊版拡散防止条約についての詳細は不明であるが、税関において個人のPCや携帯デバイスの内容をチェック可能とすることや、インターネットで著作権検閲を行う機関を創設すること、行政機関の命令あるいは消費者との契約に基づき一方的にネット切断という個人に極めて大きな影響を与える罰を加えることを可能とする、ストライクポリシーと呼ばれる対策を取ることを事実上プロバイダーに義務づけることといった、個人の基本的な権利をないがしろにする条項が検討される恐れがある。他の国が、このような危険な条項をこの条約に入れるよう求めて来たときには、そのような非人道的な条項は除くべきであると、かえって、プライバシーや情報アクセスの権利といった国際的・一般的に認められている個人の基本的な権利を守るという条項こそ条約に盛り込むべきであると日本から各国に積極的に働きかけるべきである。さらに言えば、プライバシーや情報アクセスの権利、推定無罪の原理、弁護を受ける権利といった国際的・一般的に認められている個人の基本的な権利の保障をきちんと確保し、ストライクポリシーのような非人道的な取り組みが世界的に推進されることを止めるため、この条約に「対審を必要とする通常の手続きによる司法当局の事前の判決なくしてエンドユーザーの基本的な権利及び自由に対してはいかなる制限も課され得ない」という条文を入れるべきであると、日本から各国に積極的に働きかけるべきである。また、プロバイダーの責任やDRM回避規制についても、この条約で検討される恐れがあるが、上の(2)、(3)、(5)で書いた通り、日本において、いたずらに今の著作権の間接侵害や侵害幫助のリスクから生じている過大な法的不安定性をさらに拡大するような法改正を行うことなど論外であること、このプロバイダーの責任に関するセーフハーバーの要件においてストライクポリシーなどを押しつけるようなことは、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなるものであること、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上のDRM回避規制の強化はなされるべきでないことを考え、危険な規制強化につながる恐れが極めて強いプロバイダーの責任やDRM回避規制に関する規定は除くべきであると、日本から各国に強く働きかけるべきである。国民の情報アクセスに極めて危険な影響を及ぼしかねない条項の検討が行われている恐れが強い、この模倣品・海賊版拡散防止条約について、政府は、現状のような国民をバカにした概要だけで無く、その具体的な検討の詳細をきちんと公表するべきである。（ダウンロード違法化について）文化庁の暴走と国会議員の無知によって、今年の6月12日に、「著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。))を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合」は私的複製に当たらないとする、いわゆるダウンロード違法化条項を含む、改正著作権法が成立し、来年の1月1日の施行を待つ状態である。しかし、一人しか行為に絡まないダウンロードにおいて、「事実を知りながら」なる要件は、エスパーでもない限り証明も反証もできない無意味かつ危険な要件であり、技術的・外形的に違法性の区別がつかない以上、このようなダウンロード違法化は法規範としての力すら持ち得ない。このような法改正によって進むのはダウンロード以外も含め著

著作権法全体に対するモラルハザードのみであり、これを逆にねじ曲げてエンフォースしようとするれば、著作権検閲という日本国として最低最悪の手段に突き進む恐れしかない。改正法は未施行であるが、既に、総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」第一次提言案において、中国政府の検閲ソフト「グリーン・ダム」導入計画に等しい、日本レコード協会による携帯電話における著作権検閲の提案が取り上げられるなど、既に弊害は出始めている。そもそも、ダウンロード違法化の懸念として、このような著作権検閲に対する懸念は、文化庁へのパブコメ（文化庁HP<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/houkoku.html> の意見募集の結果参照。ダウンロード違法化問題において、この8千件以上のパブコメの7割方で示された国民の反対・懸念は完全に無視された。このような非道極まる民意無視は到底許されるものではない）や知財本部へのパブコメ（知財本部のHP<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keikaku2009.html> の個人からの意見参照）を見ても分かる通り、法改正前から指摘されていたところであり、このような著作権検閲にしか流れようの無いダウンロード違法化は始めからなされるべきではなかったものである。文化庁の暴走と国会議員の無知によって成立したものであり、ネット利用における個人の安心と安全を完全にないがしろにするものである、百害あって一利ないダウンロード違法化を規定する著作権法第30条第1項第3号を即刻削除するべきである。

16	<p>(1) 侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について</p> <p>(2) 権利侵害者の特定を容易にするための方策(発信者情報の開示)について</p> <p>(3) アクセスコントロールの不正な回避を防止するための方策について</p> <p>(4) 損害賠償額の算定を容易にするための方策について</p> <p>(5) 侵害コンテンツへ誘導するリンクサイトについて インターネットに国境はありませんのでプロバイダ免責や権利制限など、法律は国によって異なっている。またコンテンツがどの国の著作権法に違反していたら良いのか駄目なのかに関する判断は、我々一般人には簡単に判断できない 例えば他の国では合法だけれど、日本の基準に照らして違法と判断されるかもしれない。インターネット上の画像や動画のあるサイトにアクセスただけでキャッシュという形でダウンロードしている。これらも違法となるのであれば大半のインターネットユーザーは著作権法違反を知らないうちに犯しているという事になってしまう。そのようなことについて議論がされていないからこそ、例え条件付であっても反対致します。</p>
----	---

(概要) インターネット上の著作権侵害対策に関し、以下のことを求める。・日本レコード協会提案の、検閲に該当する日本版著作権グリーン・ダム計画を止めること。・閣議決定により、警察庁などが絡む形で検討が行われている違法ファイル共有対策についても、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権、表現の自由等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で検討を進めることを担保すること。・憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むこと。・憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むこと。・発信者情報の開示、リンクサイト等について、いたずらに今の過大な法的不安定性をさらに拡大するような法改正を行うこと無く、間接侵害や著作権侵害幫助に関し、被侵害者との関係において、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確なセーフハーバーについて検討し、著作権侵害とならないセーフハーバーの範囲を著作権法上きちんと確定すること。このセーフハーバーの要件において、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなる、標準的な仕組み・技術や違法性の有無の判断の押しつけなどをしないこと。・文化庁の片寄った見方から一方的に導入されたものである、私的領域でのコピーコントロール回避規制(著作権法第30条第1項第2号)を撤廃すること。ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上のDRM回避規制の強化を検討しないこと。・著作権に関する教育・啓発活動には、通信の秘密やプライバシー、表現の自由等の情報に関する国民の基本的な権利についての情報も含め、著作権の保護強化も行き過ぎればまた非人道的なものとなるということに関して啓発・周知を図ること。・模倣品・海賊版拡散防止条約について、税関において個人のPCや携帯デバイスの内容をチェック可能とすることや、インターネットで著作権検閲を行う機関を創設すること、ストライクポリシーを取ることを事実上プロバイダーに義務づけることといった、非人道的かつ危険な条項は除くべきであると、かえって、プライバシーや情報アクセスの権利といった国際的・一般的に認められている個人の基本的な権利を守るという条項こそ条約に盛り込むべきであると日本から各国に積極的に働きかけること。危険な規制強化につながる恐れが極めて強いプロバイダーの責任やDRM回避規制に関する規定はこの条約から除くべきであると、日本から各国に強く働きかけること。この条約の検討の詳細をきちんと公表すること。・文化庁の暴走と国会議員の無知によって成立したものであり、ネット利用における個人の安心と安全を完全にないがしろにするものである、百害あって一利ないダウンロード違法化を規定する著作権法第30条第1項第3号を即刻削除すること。

(1)侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について まだ実施されてはいないが、総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」第一次提言案において、携帯電話においてダウンロードした音楽ファイルを自動検知した上でそのファイルのアクセス・再生制限を行うという、日本レコード協会の著作権検閲の提案が取り上げられており、今現在、このような著作権検閲の提案が政府レベルで検討されか

ねない非常に危険な状態にある。これも実施されていないと思うが、同じく、著作権検閲に流れる危険性が極めて高い、フランスで今なお揉めているネット切断型のストライクポリシー類似の、ファイル共有ソフトを用いて著作権を侵害してファイル等を送信していた者に対して警告メールを送付することなどを中心とする著作権侵害対策の検討が、警察庁、総務省、文化庁などの規制官庁が絡む形で「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会(CCIF)」において勧められている。通信の秘密という基本的な権利の適用は監視の位置がサーバーであるか端末であるかによらないものであること、特に、機械的な処理であっても通信の秘密を侵害したことには変わりはないとされ、通信の秘密を侵害する行為には、当事者の意思に反して通信の構成要素等を利用すること(窃用すること)も含むとされていることを考えると、日本レコード協会が提案している著作権対策は、明らかに通信の秘密を侵害するものである。また、本来最も基本的なプライバシーに属する個人端末中の情報について、内容を自動検知し、アクセス制限・再生禁止等を行うことは、それ自体プライバシー権を侵害するものであり、プライバシーの観点からも、このような措置は導入されるべきでない。最も基本的なプライバシーに属する個人端末中の情報について、内容を自動検知し、アクセス制限・再生禁止等を行う日本レコード協会が提案している違法音楽配信対策は、技術による著作権検閲に他ならず、憲法に規定されている表現の自由(情報アクセス権を含む)や検閲の禁止に明らかに反するものである。ここで、表現の自由や検閲の禁止という観点からも、このような対策は決して導入されてはならないものである。付言すれば、日本レコード協会の携帯端末における違法音楽配信対策は、建前は違えど、中国でPCに対する導入が検討され、大騒ぎになった末、今現在導入が無期延期されているところの検閲ソフト「グリーン・ダム」と全く同じ動作をするものであるということを政府にははっきりと認識してもらいたい。このような検閲ソフトの導入については、日本も政府として懸念を表明しており、自由で民主的な社会において、このような技術的検閲が導入されることなど、絶対許されないことである。このような提案は、通信の秘密や検閲の禁止、表現の自由、プライバシーといった個人の基本的な権利をないがしろにするものである。日本レコード協会が提案している、検閲に該当するこのような対策は絶対に導入されるべきでなく、また技術支援・実証実験等として税金のムダな投入がなされるべきではない。フランスで導入が検討された、警告メールの送付とネット切断を中心とする、著作権検閲機関型の違法コピー対策である3ストライクポリシーについても、この6月に、憲法裁判所によって、インターネットのアクセスは、表現の自由に関する情報アクセスの権利、つまり、最も基本的な権利の1つとしてとらえられるものであるとして、著作権検閲機関型の3ストライクポリシーは、表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにするものとして、真っ向から否定された。フランスでは今なおストライクポリシーに関して揉め続けているが、日本においては、このようなフランスにおける政策の迷走を他山の石として、このように表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにする対策を絶対に導入しないこととするべきであり、閣議決定により、警察庁などが絡む形で検討が行われている違法ファイル共有対策についても、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権、表現の自由等の国民の基本的な権利をきち

んと尊重する形で検討を進めることを担保するべきである。これらの提案や検討からも明確なように、違法コピー対策問題における権利者団体の主張は、常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。今後は、このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討するべきである。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討するべきである。今後は、国民の基本的な権利を必ず侵害するものとなる危険な技術による著作権検閲の検討ではなく、ネットにおける各種問題は情報モラル・リテラシー教育によって解決されるべきものという基本に立ち帰り、このような教育や公開情報の検索を行うクローリングと現行のプロバイダー責任制限法と削除要請を組み合わせた対策などの、より現実的かつ地道な施策のみに注力する検討が進むことを期待する。

(2)権利侵害者の特定を容易にするための方策(発信者情報の開示)について 動画投稿サイト事業者がJASRACに訴えられ、第一審で敗訴した「ブレイクTV」事件や、レンタルサーバー事業者が著作権幫助罪で逮捕され、検察によって姑息にも略式裁判で50万円の罰金を課された「第(3)世界」事件等を考えても、今現在、著作権の間接侵害や侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的大混乱が生じかねないという非常に危険な状態にある。発信者情報の開示等について、いたずらに今の過大な法的不安定性をさらに拡大するような法改正を行うことなど論外であり、政府においては、今現在、著作権の間接侵害・侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的大混乱が生じかねないという非常に危険な状態にあるということをきちんと認識し、民事的な責任の制限しか規定していないプロバイダー責任制限法に関し、被侵害者との関係において、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確なセーフハーバーについて検討するべきである。さらに、著作権の間接侵害事件や侵害幫助事件においてネット事業者がほぼ直接権利侵害者とみなされてしまうことを考えると、プロバイダー責任制限法によるセーフハーバーだけでは不十分であり、間接侵害や著作権侵害幫助罪も含め、著作権侵害とならないセーフハーバーの範囲を著作権法上きちんと確定することが喫緊の課題である。セーフハーバーを確定するためにも間接侵害の明確化はなされるべきであるが、現行の条文におけるカラオケ法理や各種ネット録画機事件などで示されたことの全体的な整理以上のことをしてはならない。特に、今現在文化庁の文化審議会で検討されているように、著作権法に明文の間接侵害一般規定を設けることは絶対にしてはならないことである。確かに今は直接侵害規定からの滲み出しで間接侵害を取り扱っているのも不明確なところがあるのは確かだが、現状の整理を超えて、明文の間接侵害一般規定を作った途端、権利者団体や放送局がまず間違いなく山の様に脅しや訴訟を仕掛けて来、今度はこの間接侵害規定の定義やそこからの滲み出しが問題となり、無意味かつ危険な社会的混乱を来

すことは目に見えているからである。このセーフハーバーの要件において、標準的な仕組み・技術や違法性の有無の判断を押しつけるような、権利侵害とは無関係の行政機関なり天下り先となるだろう第三者機関なりの関与を必要とすることは、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなるものであり、税金のムダな浪費と技術の発展の阻害につながるだけの危険かつ有害無益な規制強化であり、絶対にあってはならない。プロバイダー責任制限法の検討においても、通信の秘密やプライバシー、表現の自由等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で検討が進められなくてはならないことは無論のことである。なお、アクセスログの保存についても、プロバイダー責任制限との関係で検討されるべき話ではなく、それ自体で別途きちんと検討されなくてはならない話である。

(3) アクセスコントロールの不正な回避を防止するための方策について 昨年7月にゲームメーカーがいわゆる「マジコン」の販売業者を不正競争防止法に基づき提訴し、さらにこの2月にゲームメーカー勝訴の判決が出ていることなどを考えても、現時点で、現状の規制では不十分とするに足る根拠は全くない。かえって、著作権法において、私的領域におけるコピーコントロール回避まで違法とすることで、著作権法全体に関するモラルハザードとデジタル技術・情報の公正な利活用を阻む有害無益な萎縮効果が生じているのではないかと考えられる。デジタル技術・情報の公正な利活用を阻むものであり、そもそも、私的なDRM回避行為自体によって生じる被害は無く、個々の回避行為を一件ずつ捕捉して民事訴訟の対象とすることは困難だったにもかかわらず、文化庁の片寄った見方から一方的に導入されたものである、私的領域でのコピーコントロール回避規制(著作権法第30条第1項第2号)は撤廃するべきである。コンテンツへのアクセスあるいはコピーをコントロールしている技術を私的領域で回避しただけでは経済的損失は発生し得ず、また、ネットにアップされることによって生じる被害は公衆送信権によって既にカバーされているものであり、その被害とDRM回避やダウンロードとを混同することは絶対に許されない。それ以前に、私法である著作権法が、私的領域に踏み込むということ自体異常なことと言わざるを得ない。また、知財計画2009で今年度にDRM回避規制に関する検討を行うこととされているが、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上のDRM回避規制の強化は検討されるべきでない。

(4) 損害賠償額の算定を容易にするための方策について 法定損害賠償制度については、平成21年1月の文化庁の「文化審議会著作権分科会報告書」においても、「過去の裁判例における第114条の5等の規定による損害額の認定の状況を踏まえれば、同規定はある程度機能しているものと考えられ、現行法によってもなお対応が困難であるとするまでの実態が認められるには至っていない」とされている整理を変えるべきであるとするに足る状況の変化は無く、法定損害賠償制度などの損害賠償額の算定を容易にするための方策の検討はされるべきでは無い。さらに付言すれば、法定損害賠償制度は、アメリカで一般ユーザーに法外な損害賠償を発生させ、その国民のネット利用におけるリスクを不当に高め、ネットにおける文化と産業の発展を阻害することにしかつなげていないものである(<http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0906/22/news028.html> 参照)。日本にお

いてこのような制度は絶対に導入されてはならない。

(5)侵害コンテンツへ誘導するリンクサイトについて リンクサイトの問題も著作権の間接侵害や侵害幫助の問題であるが、上の(2)で書いた通り、今現在、著作権の間接侵害や侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的な大混乱が生じかねないという非常に危険な状態にあるのであり、このような問題について、いたずらに今の過大な法的不安定性をさらに拡大するような法改正を行うことなど論外である。政府においては、今現在、著作権の間接侵害・侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的な大混乱が生じかねないという非常に危険な状態にあるということをきちんと認識し、民事的な責任の制限しか規定していないプロバイダー責任制限法に関し、被侵害者との関係において、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確なセーフハーバーについて検討するべきであり、さらに、プロバイダー責任制限法によるセーフハーバーだけでは不十分であることを考え、間接侵害や著作権侵害幫助罪も含め、著作権侵害とならないセーフハーバーの範囲を著作権法上きちんと確定するべきである。上の(2)で書いた通り、このセーフハーバーを確定するためにも間接侵害の明確化はなされるべきであるが、今現在文化庁の文化審議会でも検討されているように、著作権法に明文の間接侵害一般規定を設けることは絶対にしてはならないことであり、このセーフハーバーの要件において、標準的な仕組み・技術や違法性の有無の判断を押しつけるような、権利侵害とは無関係の行政機関なり天下り先となるだろう第三者機関なりの関与を必要とすることも、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなるものであり、税金のムダな浪費と技術の発展の阻害につながるだけの危険かつ有害無益な規制強化として絶対に行ってはならないことである。プロバイダー責任制限法の検討においても、通信の秘密やプライバシー、表現の自由等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で検討が進められなくてはならないことは無論のことである。

(6)効果的な啓発活動について ネットにおける各種問題は情報モラル・リテラシー教育によって解決されるべきものという基本に立ち帰り、有害かつ危険な規制強化の検討では無く、教育・啓発活動などのより現実的かつ地道な施策のみに注力する検討が進むことを期待するが、違法コピー対策問題における権利者団体の主張は、常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。違法コピー対策問題における権利者団体の主張はほぼ常に非常識かつ危険なものであると啓発・周知する必要があることを考え、著作権に関する教育・啓発活動には、通信の秘密やプライバシー、表現の自由等の情報に関する国民の基本的な権利についての情報も含め、著作権の保護強化も行き過ぎればまた非人道的なものとなるということに関して啓発・周知を図るべきである。

(7)その他（海賊版模倣品対策条約について） 模倣品・海賊版拡散防止条約についての詳細は不明であるが、税関において個人のPCや携帯

デバイスの内容をチェック可能とすることや、インターネットで著作権検閲を行う機関を創設すること、行政機関の命令あるいは消費者との契約に基づき一方的にネット切断という個人に極めて大きな影響を与える罰を加えることを可能とする、ストライクポリシーと呼ばれる対策を取ることを事実上プロバイダーに義務づけることといった、個人の基本的な権利をないがしろにする条項が検討される恐れがある。他の国が、このような危険な条項をこの条約に入れるよう求めて来たときには、そのような非人道的な条項は除くべきであると、かえって、プライバシーや情報アクセスの権利といった国際的・一般的に認められている個人の基本的な権利を守るという条項こそ条約に盛り込むべきであると日本から各国に積極的に働きかけるべきである。さらに言えば、プライバシーや情報アクセスの権利、推定無罪の原理、弁護を受ける権利といった国際的・一般的に認められている個人の基本的な権利の保障をきちんと確保し、ストライクポリシーのような非人道的な取り組みが世界的に推進されることを止めるため、この条約に「対審を必要とする通常の手続きによる司法当局の事前の判決なくしてエンドユーザーの基本的な権利及び自由に対してはいかなる制限も課され得ない」という条文を入れるべきであると、日本から各国に積極的に働きかけるべきである。また、プロバイダーの責任やDRM回避規制についても、この条約で検討される恐れがあるが、上の(2)、(3)、(5)で書いた通り、日本において、いたずらに今の著作権の間接侵害や侵害幫助のリスクから生じている過大な法的不安定性をさらに拡大するような法改正を行うことなど論外であること、このプロバイダーの責任に関するセーフハーバーの要件においてストライクポリシーなどを押しつけるようなことは、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなるものであること、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上のDRM回避規制の強化はなされるべきでないことを考え、危険な規制強化につながる恐れが極めて強いプロバイダーの責任やDRM回避規制に関する規定は除くべきであると、日本から各国に強く働きかけるべきである。国民の情報アクセスに極めて危険な影響を及ぼしかねない条項の検討が行われている恐れが強い、この模倣品・海賊版拡散防止条約について、政府は、現状のような国民をバカにした概要だけで無く、その具体的な検討の詳細をきちんと公表するべきである。(ダウンロード違法化について) 文化庁の暴走と国会議員の無知によって、今年の6月12日に、「著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合」は私的複製に当たらないとする、いわゆるダウンロード違法化条項を含む、改正著作権法が成立し、来年の1月1日の施行を待つ状態である。しかし、一人しか行為に絡まないダウンロードにおいて、「事実を知りながら」なる要件は、エスパーでもない限り証明も反証もできない無意味かつ危険な要件であり、技術的・外形的に違法性の区別がつかない以上、このようなダウンロード違法化は法規範としての力すら持ち得ない。このような法改正によって進むのはダウンロード以外も含め著作権法全体に対するモラルハザードのみであり、これを逆にねじ曲げてエンフォースしようとするれば、著作権検閲という日本国として最低最悪の手段に突き進む恐れしかない。改正法は未施行であるが、既に、総務省の「利用者視点を踏まえたIC

Tサービスに係る諸問題に関する研究会」第一次提言案において、中国政府の検閲ソフト「グリーン・ダム」導入計画に等しい、日本レコード協会による携帯電話における著作権検閲の提案が取り上げられるなど、既に弊害は出始めている。そもそも、ダウンロード違法化の懸念として、このような著作権検閲に対する懸念は、文化庁へのパブコメ(文化庁HPの意見募集の結果参照。ダウンロード違法化問題において、この8千件以上のパブコメの7割方で示された国民の反対・懸念は完全に無視された。このような非道極まる民意無視は到底許されるものではない)や知財本部へのパブコメ(知財本部のHPの個人からの意見参照)を見ても分かる通り、法改正前から指摘されていたところであり、このような著作権検閲にしか流れようの無いダウンロード違法化は始めからなされるべきではなかったものである。文化庁の暴走と国会議員の無知によって成立したものであり、ネット利用における個人の安心と安全を完全にないがしろにするものである、百害あって一利ないダウンロード違法化を規定する著作権法第30条第1項第3号を即刻削除するべきである。

(概要) インターネット上の著作権侵害対策に関し、以下のことを求める。・日本レコード協会提案の、検閲に該当する日本版著作権グリーン・ダム計画を止めること。・閣議決定により、警察庁などが絡む形で検討が行われている違法ファイル共有対策についても、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権、表現の自由等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で検討を進めることを担保すること。・憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むこと。・憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むこと。・発信者情報の開示、リンクサイト等について、いたずらに今の過大な法的不安定性をさらに拡大するような法改正を行うこと無く、間接侵害や著作権侵害幫助に関し、被侵害者との関係において、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確なセーフハーバーについて検討し、著作権侵害とならないセーフハーバーの範囲を著作権法上きちんと確定すること。このセーフハーバーの要件において、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなる、標準的な仕組み・技術や違法性の有無の判断の押しつけなどをしないこと。・文化庁の片寄った見方から一方的に導入されたものである、私的領域でのコピーコントロール回避規制(著作権法第30条第1項第2号)を撤廃すること。ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上のDRM回避規制の強化を検討しないこと。・著作権に関する教育・啓発活動には、通信の秘密やプライバシー、表現の自由等の情報に関する国民の基本的な権利についての情報も含め、著作権の保護強化も行き過ぎればまた非人道的なものとなるということに関して啓発・周知を図ること。・模倣品・海賊版拡散防止条約について、税関において個人のPCや携帯デバイスの内容をチェック可能とすることや、インターネットで著作権検閲を行う機関を創設すること、ストライクポリシーを取ることを事実上プロバイダーに義務づけることといった、非人道的かつ危険な条項は除くべきであると、かえって、プライバシーや情報アクセスの権利といった国際的・一般的に認められている個人の基本的な権利を守るという条項こそ条約に盛り込むべきであると日本から各国に積極的に働きかけること。危険な規制強化につながる恐れが極めて強いプロバイダーの責任やDRM回避規制に関する規定はこの条約から除くべきであると、日本から各国に強く働きかけること。この条約の検討の詳細をきちんと公表すること。・文化庁の暴走と国会議員の無知によって成立したものであり、ネット利用における個人の安心と安全を完全にないがしろにするものである、百害あって一利ないダウンロード違法化を規定する著作権法第30条第1項第3号を即刻削除すること。

(1) 侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について

まだ実施されていないが、総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」第一次提言案において、携帯電話においてダウンロードした音楽ファイルを自動検知した上でそのファイルのアクセス・再生制限を行うという、日本レコード協会の著作権検閲の提案が取り

上げられており、今現在、このような著作権検閲の提案が政府レベルで検討されかねない非常に危険な状態にある。これも実施されていないと思うが、同じく、著作権検閲に流れる危険性が極めて高い、フランスで今なお揉めているネット切断型のストライクポリシー類似の、ファイル共有ソフトを用いて著作権を侵害してファイル等を送信していた者に対して警告メールを送付することなどを中心とする著作権侵害対策の検討が、警察庁、総務省、文化庁などの規制官庁が絡む形で「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会(CCIF)」において勧められている。通信の秘密という基本的な権利の適用は監視の位置がサーバーであるか端末であるかによらないものであること、特に、機械的な処理であっても通信の秘密を侵害したことには変わりはないとされ、通信の秘密を侵害する行為には、当事者の意思に反して通信の構成要素等を利用すること(窃用すること)も含むとされていることを考えると、日本レコード協会が提案している著作権対策は、明らかに通信の秘密を侵害するものである。また、本来最も基本的なプライバシーに属する個人端末中の情報について、内容を自動検知し、アクセス制限・再生禁止等を行うことは、それ自体プライバシー権を侵害するものであり、プライバシーの観点からも、このような措置は導入されるべきでない。最も基本的なプライバシーに属する個人端末中の情報について、内容を自動検知し、アクセス制限・再生禁止等を行う日本レコード協会が提案している違法音楽配信対策は、技術による著作権検閲に他ならず、憲法に規定されている表現の自由(情報アクセス権を含む)や検閲の禁止に明らかに反するものである。ここで、表現の自由や検閲の禁止という観点からも、このような対策は決して導入されてはならないものである。付言すれば、日本レコード協会の携帯端末における違法音楽配信対策は、建前は違えど、中国でPCに対する導入が検討され、大騒ぎになった末、今現在導入が無期延期されているところの検閲ソフト「グリーン・ダム」と全く同じ動作をするものであるということを政府にははっきりと認識してもらいたい。このような検閲ソフトの導入については、日本も政府として懸念を表明しており、自由で民主的な社会において、このような技術的検閲が導入されることなど、絶対許されないことである。このような提案は、通信の秘密や検閲の禁止、表現の自由、プライバシーといった個人の基本的な権利をないがしろにするものである。日本レコード協会が提案している、検閲に該当するこのような対策は絶対に導入されるべきでなく、また技術支援・実証実験等として税金のムダな投入がなされるべきではない。フランスで導入が検討された、警告メールの送付とネット切断を中心とする、著作権検閲機関型の違法コピー対策である3ストライクポリシーについても、この6月に、憲法裁判所によって、インターネットのアクセスは、表現の自由に関係する情報アクセスの権利、つまり、最も基本的な権利の1つとしてとらえられるものであるとして、著作権検閲機関型の3ストライクポリシーは、表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにするものとして、真っ向から否定された。フランスでは今なおストライクポリシーに関して揉め続けているが、日本においては、このようなフランスにおける政策の迷走を他山の石として、このように表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにする対策を絶対に導入しないこととするべきであり、閣議決定により、警察庁などが絡む形で検討が行われている違法ファイル共有対策についても、通信

の秘密やプライバシー、情報アクセス権、表現の自由等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で検討を進めることを担保するべきである。これらの提案や検討からも明確なように、違法コピー対策問題における権利者団体の主張は、常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。今後は、このような一方的かつ身勝手の規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討するべきである。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討するべきである。今後は、国民の基本的な権利を必ず侵害するものとなる危険な技術による著作権検閲の検討ではなく、ネットにおける各種問題は情報モラル・リテラシー教育によって解決されるべきものという基本に立ち帰り、このような教育や公開情報の検索を行うクローリングと現行のプロバイダー責任制限法と削除要請を組み合わせた対策などの、より現実的かつ地道な施策のみに注力する検討が進むことを期待する。

(2) 権利侵害者の特定を容易にするための方策(発信者情報の開示)について

動画投稿サイト事業者がJASRACに訴えられ、第一審で敗訴した「ブレイクTV」事件や、レンタルサーバー事業者が著作権幫助罪で逮捕され、検察によって姑息にも略式裁判で50万円の罰金を課された「第(3)世界」事件等を考えても、今現在、著作権の間接侵害や侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的混乱が生じかねないという非常に危険な状態にある。発信者情報の開示等について、いたずらに今の過大な法的不安定性をさらに拡大するような法改正を行うことなど論外であり、政府においては、今現在、著作権の間接侵害・侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的混乱が生じかねないという非常に危険な状態にあるということをきちんと認識し、民事的な責任の制限しか規定していないプロバイダー責任制限法に関し、被侵害者との関係において、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確なセーフハーバーについて検討するべきである。さらに、著作権の間接侵害事件や侵害幫助事件においてネット事業者がほぼ直接権利侵害者とみなされてしまうことを考えると、プロバイダー責任制限法によるセーフハーバーだけでは不十分であり、間接侵害や著作権侵害幫助罪も含め、著作権侵害とならないセーフハーバーの範囲を著作権法上きちんと確定することが喫緊の課題である。セーフハーバーを確定するためにも間接侵害の明確化はなされるべきであるが、現行の条文におけるカラオケ法理や各種ネット録画機事件などで示されたことの全体的な整理以上のことをしてはならない。特に、今現在文化庁の文化審議会で検討されているように、著作権法に明文の間接侵害一般規定を設けることは絶対にしてはならないことである。確かに今は直接侵害規定からの滲み出しで間接侵害を取り扱っているので不明確なところがあるのは確かだが、現状の整理を超えて、明文の間接侵害一般規定を作った途端、権利者団体や放送局がまず間違いなく山の様に脅しや訴訟を仕掛けて来、今度はこの間接侵害規定の定義やそ

こからの滲み出しが問題となり、無意味かつ危険な社会的混乱を来すことは目に見えているからである。このセーフハーバーの要件において、標準的な仕組み・技術や違法性の有無の判断を押しつけるような、権利侵害とは無関係の行政機関なり天下り先となるだろう第三者機関なりの関与を必要とすることは、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなるものであり、税金のムダな浪費と技術の発展の阻害につながるだけの危険かつ有害無益な規制強化であり、絶対にあってはならない。プロバイダー責任制限法の検討においても、通信の秘密やプライバシー、表現の自由等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で検討が進められなくてはならないことは無論のことである。なお、アクセスログの保存についても、プロバイダー責任制限との関係で検討されるべき話ではなく、それ自体で別途きちんと検討されなくてはならない話である。

(3) アクセスコントロールの不正な回避を防止するための方策について

昨年7月にゲームメーカーがいわゆる「マジコン」の販売業者を不正競争防止法に基づき提訴し、さらにこの2月にゲームメーカー勝訴の判決が出ていることなどを考えても、現時点で、現状の規制では不十分とするに足る根拠は全くない。かえって、著作権法において、私的領域におけるコピーコントロール回避まで違法とすることで、著作権法全体に関するモラルハザードとデジタル技術・情報の公正な利活用を阻む有害無益な萎縮効果が生じているのではないかと考えられる。デジタル技術・情報の公正な利活用を阻むものであり、そもそも、私的なDRM回避行為自体によって生じる被害は無く、個々の回避行為を一件ずつ捕捉して民事訴訟の対象とすることは困難だったにもかかわらず、文化庁の片寄った見方から一方的に導入されたものである、私的領域でのコピーコントロール回避規制(著作権法第30条第1項第2号)は撤廃するべきである。コンテンツへのアクセスあるいはコピーをコントロールしている技術を私的な領域で回避しただけでは経済的損失は発生し得ず、また、ネットにアップされることによって生じる被害は公衆送信権によって既にカバーされているものであり、その被害とDRM回避やダウンロードとを混同することは絶対に許されない。それ以前に、私法である著作権法が、私的領域に踏み込むということ自体異常なことと言わざるを得ない。また、知財計画2009で今年度にDRM回避規制に関する検討を行うこととされているが、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上のDRM回避規制の強化は検討されるべきでない。

(4) 損害賠償額の算定を容易にするための方策について

法定損害賠償制度については、平成21年1月の文化庁の「文化審議会著作権分科会報告書」においても、「過去の裁判例における第114条の5等の規定による損害額の認定の状況を踏まえれば、同規定はある程度機能しているものと考えられ、現行法によってもなお対応が困難であるとするまでの実態が認められるには至っていない」とされている整理を変えるべきであるとするに足る状況の変化は無く、法定損害賠償制度などの損害賠償額の算定を容易にするための方策の検討はされるべきでは無い。さらに付言すれば、法定損害賠償制度は、アメリカで一般ユーザーに法外な

損害賠償を発生させ、その国民のネット利用におけるリスクを不当に高め、ネットにおける文化と産業の発展を阻害することにしかつなげていないものである(<http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0906/22/news028.html> 参照)。日本においてこのような制度は絶対に導入されてはならない。

(5) 侵害コンテンツへ誘導するリンクサイトについて

リンクサイトの問題も著作権の間接侵害や侵害幫助の問題であるが、上の(2)で書いた通り、今現在、著作権の間接侵害や侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的混乱が生じかねないという非常に危険な状態にあるのであり、このような問題について、いたずらに今の過大な法的不安定性をさらに拡大するような法改正を行うことなど論外である。政府においては、今現在、著作権の間接侵害・侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的混乱が生じかねないという非常に危険な状態にあるということをきちんと認識し、民事的な責任の制限しか規定していないプロバイダー責任制限法に関し、被侵害者との関係において、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確なセーフハーバーについて検討するべきであり、さらに、プロバイダー責任制限法によるセーフハーバーだけでは不十分であることを考え、間接侵害や著作権侵害幫助罪も含め、著作権侵害とならないセーフハーバーの範囲を著作権法上きちんと確定するべきである。上の(2)で書いた通り、このセーフハーバーを確定するためにも間接侵害の明確化はなされるべきであるが、今現在文化庁の文化審議会で検討されているように、著作権法に明文の間接侵害一般規定を設けることは絶対にしてはならないことであり、このセーフハーバーの要件において、標準的な仕組み・技術や違法性の有無の判断を押しつけるような、権利侵害とは無関係の行政機関なり天下り先となるだろう第三者機関なりの関与を必要とすることも、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなるものであり、税金のムダな浪費と技術の発展の阻害につながるだけの危険かつ有害無益な規制強化として絶対に行ってはならないことである。プロバイダー責任制限法の検討においても、通信の秘密やプライバシー、表現の自由等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で検討が進められなくてはならないことは無論のことである。

(6) 効果的な啓発活動について

ネットにおける各種問題は情報モラル・リテラシー教育によって解決されるべきものという基本に立ち帰り、有害かつ危険な規制強化の検討では無く、教育・啓発活動などのより現実的かつ地道な施策のみに注力する検討が進むことを期待するが、違法コピー対策問題における権利者団体の主張は、常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。違法コピー対策問題における権利者団体の主張はほぼ常に非常識かつ危険なものであると啓発・周知する必要があることを考え、著作権に関する教育・啓発活動には、通信の秘密やプライバシー、表現の自由等の情報に関する国民の基本的な権利についての情報も含め、著作権の保護強化も行き過ぎればまた非人道的なものとなるということに関して啓発・周知を図るべきである。

(7) その他（海賊版模倣品対策条約について）

模倣品・海賊版拡散防止条約についての詳細は不明であるが、税関において個人のPCや携帯デバイスの内容をチェック可能とすることや、インターネットで著作権検閲を行う機関を創設すること、行政機関の命令あるいは消費者との契約に基づき一方的にネット切断という個人に極めて大きな影響を与える罰を加えることを可能とする、ストライクポリシーと呼ばれる対策を取ることを事実上プロバイダーに義務づけることといった、個人の基本的な権利をないがしろにする条項が検討される恐れがある。他の国が、このような危険な条項をこの条約に入れるよう求めて来たときには、そのような非人道的な条項は除くべきであると、かえって、プライバシーや情報アクセスの権利といった国際的・一般的に認められている個人の基本的な権利を守るという条項こそ条約に盛り込むべきであると日本から各国に積極的に働きかけるべきである。さらに言えば、プライバシーや情報アクセスの権利、推定無罪の原理、弁護を受ける権利といった国際的・一般的に認められている個人の基本的な権利の保障をきちんと確保し、ストライクポリシーのような非人道的な取り組みが世界的に推進されることを止めるため、この条約に「対審を必要とする通常の手続きによる司法当局の事前の判決なくしてエンドユーザーの基本的な権利及び自由に対してはいかなる制限も課され得ない」という条文を入れるべきであると、日本から各国に積極的に働きかけるべきである。また、プロバイダーの責任やDRM回避規制についても、この条約で検討される恐れがあるが、上の(2)、(3)、(5)で書いた通り、日本において、いたずらに今の著作権の間接侵害や侵害幫助のリスクから生じている過大な法的不安定性をさらに拡大するような法改正を行うことなど論外であること、このプロバイダーの責任に関するセーフハーバーの要件においてストライクポリシーなどを押しつけるようなことは、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなるものであること、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上のDRM回避規制の強化はなされるべきでないことを考え、危険な規制強化につながる恐れが極めて強いプロバイダーの責任やDRM回避規制に関する規定は除くべきであると、日本から各国に強く働きかけるべきである。国民の情報アクセスに極めて危険な影響を及ぼしかねない条項の検討が行われている恐れが強い、この模倣品・海賊版拡散防止条約について、政府は、現状のような国民をバカにした概要だけで無く、その具体的な検討の詳細をきちんと公表するべきである。（ダウンロード違法化について）文化庁の暴走と国会議員の無知によって、今年の6月12日に、「著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。))を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合」は私的複製に当たらないとする、いわゆるダウンロード違法化条項を含む、改正著作権法が成立し、来年の1月1日の施行を待つ状態である。しかし、一人しか行為に絡まないダウンロードにおいて、「事実を知りながら」なる要件は、エスパーでもない限り証明も反証もできない無意味かつ危険な要件であり、技術的・外形的に違法性の区別がつかない以上、このようなダウンロード違法化は法規範としての力すら持ち得ない。このような法改正によって進むのはダウンロード以外も含め著

著作権法全体に対するモラルハザードのみであり、これを逆にねじ曲げてエンフォースしようとするれば、著作権検閲という日本国として最低最悪の手段に突き進む恐れしかない。改正法は未施行であるが、既に、総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」第一次提言案において、中国政府の検閲ソフト「グリーン・ダム」導入計画に等しい、日本レコード協会による携帯電話における著作権検閲の提案が取り上げられるなど、既に弊害は出始めている。そもそも、ダウンロード違法化の懸念として、このような著作権検閲に対する懸念は、文化庁へのパブコメ（文化庁HPの意見募集の結果参照。ダウンロード違法化問題において、この8千件以上のパブコメの7割方で示された国民の反対・懸念は完全に無視された。このような非道極まる民意無視は到底許されるものではない）や知財本部へのパブコメ（知財本部のHPの個人からの意見参照）を見ても分かる通り、法改正前から指摘されていたところであり、このような著作権検閲にしか流れようの無いダウンロード違法化は始めからなされるべきではなかったものである。文化庁の暴走と国会議員の無知によって成立したものであり、ネット利用における個人の安心と安全を完全にないがしろにするものである、百害あって一利ないダウンロード違法化を規定する著作権法第30条第1項第3号を即刻削除するべきである。

- (1)削除してもいちごっこで焼け石に水です、(7)に改良案を提示しました。
- (2)主に外国からのアップが多く効果的ではない気がします。
- (3)コピーガードなどアクセスコントロール類を厳しくすると利用者からの反発で反って悪化させることになるので、私的録画録音補償金など別の形で同等以上の収益を確立すべきです。個人の私的複製まで縛ろうとすることが反発の大きな要因です。
- (4)これは難しいです、利用者は簡単に保存してしまっていますから、再生数よりはるかに多い損害が発生していると思います。
- (5)主に日本語も英語も通じないサイトへのリンクが多いです、それにグーグルなど大手の検索エンジンでも動画検索で簡単に世界中の動画を探せてしまいます。
- (6)現行のまま啓発しても反発があるでしょうから(7)のように利用者が納得する形で落としどころを見つけるのが良いと思います。
- (7)オランダのトラフィック課税案(廃案になっらしいですが)を参考にして日本も同様の法律に変更すべきです。

19

http://gigazine.net/index.php?/news/comments/20070131_holland/ もちろん個人利用者だけで企業や大学など著作権侵害と無縁の利用者は課金されず。個人利用者はネット代金に上乘せられるが、その金はプロバイダーの収入となりサーバー構築などの代金と権利者(著作権管理団体など)に入るようにすればいいです。それでファイル共有や動画共有などは著作権法違反とならずに自由に流通させても同等以上の対価が権利者にも入り、トラフィックコストが掛かってもコスト以上にプロバイダーにも金銭が入ります。現行のネット代+1万円ぐらいでいいと思います。あるいはファイル共有や動画共有を厳しく取り締まって事実上不可能で安いプロバイダーと上記のネット代課金をされて著作権法違反にならず値段は高いが自由に流通させるプロバイダーの2種類のプランを各プロバイダーが設けて消費者が選べるようにすべきです。万が一、課金されていないプランでファイル共有や動画共有が発覚すれば制裁金として課金すればいいと思います。現行の著作権法での収入以上に新制度で業界団体が儲かる仕組みを作るしかないと思います。消費者が納得して金を払う制度を作るしかないと思います。

(概要) インターネット上の著作権侵害対策に関し、以下のことを求める。・日本レコード協会提案の、検閲に該当する日本版著作権グリーン・ダム計画を止めること。・閣議決定により、警察庁などが絡む形で検討が行われている違法ファイル共有対策についても、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権、表現の自由等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で検討を進めることを担保すること。・憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むこと。・憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むこと。・発信者情報の開示、リンクサイト等について、いたずらに今の過大な法的不安定性をさらに拡大するような法改正を行うこと無く、間接侵害や著作権侵害幫助に関し、被侵害者との関係において、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確なセーフハーバーについて検討し、著作権侵害とならないセーフハーバーの範囲を著作権法上きちんと確定すること。このセーフハーバーの要件において、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなる、標準的な仕組み・技術や違法性の有無の判断の押しつけなどをしないこと。・文化庁の片寄った見方から一方的に導入されたものである、私的領域でのコピーコントロール回避規制(著作権法第30条第1項第2号)を撤廃すること。ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上のDRM回避規制の強化を検討しないこと。・著作権に関する教育・啓発活動には、通信の秘密やプライバシー、表現の自由等の情報に関する国民の基本的な権利についての情報も含め、著作権の保護強化も行き過ぎればまた非人道的なものとなるということに関して啓発・周知を図ること。・模倣品・海賊版拡散防止条約について、税関において個人のPCや携帯デバイスの内容をチェック可能とすることや、インターネットで著作権検閲を行う機関を創設すること、ストライクポリシーを取ることを事実上プロバイダーに義務づけることといった、非人道的かつ危険な条項は除くべきであると、かえって、プライバシーや情報アクセスの権利といった国際的・一般的に認められている個人の基本的な権利を守るという条項こそ条約に盛り込むべきであると日本から各国に積極的に働きかけること。危険な規制強化につながる恐れが極めて強いプロバイダーの責任やDRM回避規制に関する規定はこの条約から除くべきであると、日本から各国に強く働きかけること。この条約の検討の詳細をきちんと公表すること。・文化庁の暴走と国会議員の無知によって成立したものであり、ネット利用における個人の安心と安全を完全にないがしろにするものである、百害あって一利ないダウンロード違法化を規定する著作権法第30条第1項第3号を即刻削除すること。

(1)侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について まだ実施されてはいないが、総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」第一次提言案において、携帯電話においてダウンロードした音楽ファイルを自動検知した上でそのファイルのアクセス・再生制限を行うという、日本レコード協会の著作権検閲の提案が取り上げられており、今現在、このような著作権検閲の提案が政府レベルで検討されか

ねない非常に危険な状態にある。これも実施されていないと思うが、同じく、著作権検閲に流れる危険性が極めて高い、フランスで今なお揉めているネット切断型のストライクポリシー類似の、ファイル共有ソフトを用いて著作権を侵害してファイル等を送信していた者に対して警告メールを送付することなどを中心とする著作権侵害対策の検討が、警察庁、総務省、文化庁などの規制官庁が絡む形で「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会(CCIF)」において勧められている。通信の秘密という基本的な権利の適用は監視の位置がサーバーであるか端末であるかによらないものであること、特に、機械的な処理であっても通信の秘密を侵害したことには変わりはないとされ、通信の秘密を侵害する行為には、当事者の意思に反して通信の構成要素等を利用すること(窃用すること)も含むとされていることを考えると、日本レコード協会が提案している著作権対策は、明らかに通信の秘密を侵害するものである。また、本来最も基本的なプライバシーに属する個人端末中の情報について、内容を自動検知し、アクセス制限・再生禁止等を行うことは、それ自体プライバシー権を侵害するものであり、プライバシーの観点からも、このような措置は導入されるべきでない。最も基本的なプライバシーに属する個人端末中の情報について、内容を自動検知し、アクセス制限・再生禁止等を行う日本レコード協会が提案している違法音楽配信対策は、技術による著作権検閲に他ならず、憲法に規定されている表現の自由(情報アクセス権を含む)や検閲の禁止に明らかに反するものである。ここで、表現の自由や検閲の禁止という観点からも、このような対策は決して導入されてはならないものである。付言すれば、日本レコード協会の携帯端末における違法音楽配信対策は、建前は違えど、中国でPCに対する導入が検討され、大騒ぎになった末、今現在導入が無期延期されているところの検閲ソフト「グリーン・ダム」と全く同じ動作をするものであるということを政府にははっきりと認識してもらいたい。このような検閲ソフトの導入については、日本も政府として懸念を表明しており、自由で民主的な社会において、このような技術的検閲が導入されることなど、絶対許されないことである。このような提案は、通信の秘密や検閲の禁止、表現の自由、プライバシーといった個人の基本的な権利をないがしろにするものである。日本レコード協会が提案している、検閲に該当するこのような対策は絶対に導入されるべきでなく、また技術支援・実証実験等として税金のムダな投入がなされるべきではない。フランスで導入が検討された、警告メールの送付とネット切断を中心とする、著作権検閲機関型の違法コピー対策である3ストライクポリシーについても、この6月に、憲法裁判所によって、インターネットのアクセスは、表現の自由に関する情報アクセスの権利、つまり、最も基本的な権利の1つとしてとらえられるものであるとして、著作権検閲機関型の3ストライクポリシーは、表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにするものとして、真っ向から否定された。フランスでは今なおストライクポリシーに関して揉め続けているが、日本においては、このようなフランスにおける政策の迷走を他山の石として、このように表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにする対策を絶対に導入しないこととするべきであり、閣議決定により、警察庁などが絡む形で検討が行われている違法ファイル共有対策についても、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権、表現の自由等の国民の基本的な権利をきち

んと尊重する形で検討を進めることを担保するべきである。これらの提案や検討からも明確なように、違法コピー対策問題における権利者団体の主張は、常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。今後は、このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討するべきである。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討するべきである。今後は、国民の基本的な権利を必ず侵害するものとなる危険な技術による著作権検閲の検討ではなく、ネットにおける各種問題は情報モラル・リテラシー教育によって解決されるべきものという基本に立ち帰り、このような教育や公開情報の検索を行うクローリングと現行のプロバイダー責任制限法と削除要請を組み合わせた対策などの、より現実的かつ地道な施策のみに注力する検討が進むことを期待する。

(2)権利侵害者の特定を容易にするための方策(発信者情報の開示)について 動画投稿サイト事業者がJASRACに訴えられ、第一審で敗訴した「ブレイクTV」事件や、レンタルサーバー事業者が著作権幫助罪で逮捕され、検察によって姑息にも略式裁判で50万円の罰金を課された「第(3)世界」事件等を考えても、今現在、著作権の間接侵害や侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的大混乱が生じかねないという非常に危険な状態にある。発信者情報の開示等について、いたずらに今の過大な法的不安定性をさらに拡大するような法改正を行うことなど論外であり、政府においては、今現在、著作権の間接侵害・侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的大混乱が生じかねないという非常に危険な状態にあるということをきちんと認識し、民事的な責任の制限しか規定していないプロバイダー責任制限法に関し、被侵害者との関係において、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確なセーフハーバーについて検討するべきである。さらに、著作権の間接侵害事件や侵害幫助事件においてネット事業者がほぼ直接権利侵害者とみなされてしまうことを考えると、プロバイダー責任制限法によるセーフハーバーだけでは不十分であり、間接侵害や著作権侵害幫助罪も含め、著作権侵害とならないセーフハーバーの範囲を著作権法上きちんと確定することが喫緊の課題である。セーフハーバーを確定するためにも間接侵害の明確化はなされるべきであるが、現行の条文におけるカラオケ法理や各種ネット録画機事件などで示されたことの全体的な整理以上のことをしてはならない。特に、今現在文化庁の文化審議会で検討されているように、著作権法に明文の間接侵害一般規定を設けることは絶対にしてはならないことである。確かに今は直接侵害規定からの滲み出しで間接侵害を取り扱っているのが不明確なところがあるのは確かだが、現状の整理を超えて、明文の間接侵害一般規定を作った途端、権利者団体や放送局がまず間違いなく山の様に脅しや訴訟を仕掛けて来、今度はこの間接侵害規定の定義やそこからの滲み出しが問題となり、無意味かつ危険な社会的混乱を来

すことは目に見えているからである。このセーフハーバーの要件において、標準的な仕組み・技術や違法性の有無の判断を押しつけるような、権利侵害とは無関係の行政機関なり天下り先となるだろう第三者機関なりの関与を必要とすることは、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなるものであり、税金のムダな浪費と技術の発展の阻害につながるだけの危険かつ有害無益な規制強化であり、絶対にあってはならない。プロバイダー責任制限法の検討においても、通信の秘密やプライバシー、表現の自由等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で検討が進められなくてはならないことは無論のことである。なお、アクセスログの保存についても、プロバイダー責任制限との関係で検討されるべき話ではなく、それ自体で別途きちんと検討されなくてはならない話である。

(3) アクセスコントロールの不正な回避を防止するための方策について 昨年7月にゲームメーカーがいわゆる「マジコン」の販売業者を不正競争防止法に基づき提訴し、さらにこの2月にゲームメーカー勝訴の判決が出ていることなどを考えても、現時点で、現状の規制では不十分とするに足る根拠は全くない。かえって、著作権法において、私的領域におけるコピーコントロール回避まで違法とすることで、著作権法全体に関するモラルハザードとデジタル技術・情報の公正な利活用を阻む有害無益な萎縮効果が生じているのではないかと考えられる。デジタル技術・情報の公正な利活用を阻むものであり、そもそも、私的なDRM回避行為自体によって生じる被害は無く、個々の回避行為を一件ずつ捕捉して民事訴訟の対象とすることは困難だったにもかかわらず、文化庁の片寄った見方から一方的に導入されたものである、私的領域でのコピーコントロール回避規制(著作権法第30条第1項第2号)は撤廃するべきである。コンテンツへのアクセスあるいはコピーをコントロールしている技術を私的領域で回避しただけでは経済的損失は発生し得ず、また、ネットにアップされることによって生じる被害は公衆送信権によって既にカバーされているものであり、その被害とDRM回避やダウンロードとを混同することは絶対に許されない。それ以前に、私法である著作権法が、私的領域に踏み込むということ自体異常なことと言わざるを得ない。また、知財計画2009で今年度にDRM回避規制に関する検討を行うこととされているが、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上のDRM回避規制の強化は検討されるべきでない。

(4) 損害賠償額の算定を容易にするための方策について 法定損害賠償制度については、平成21年1月の文化庁の「文化審議会著作権分科会報告書」においても、「過去の裁判例における第114条の5等の規定による損害額の認定の状況を踏まえれば、同規定はある程度機能しているものと考えられ、現行法によってもなお対応が困難であるとするまでの実態が認められるには至っていない」とされている整理を変えるべきであるとするに足る状況の変化は無く、法定損害賠償制度などの損害賠償額の算定を容易にするための方策の検討はされるべきでは無い。さらに付言すれば、法定損害賠償制度は、アメリカで一般ユーザーに法外な損害賠償を発生させ、その国民のネット利用におけるリスクを不当に高め、ネットにおける文化と産業の発展を阻害することにしかつなげていないものである(<http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0906/22/news028.html> 参照)。日本にお

いてこのような制度は絶対に導入されてはならない。

(5)侵害コンテンツへ誘導するリンクサイトについて リンクサイトの問題も著作権の間接侵害や侵害幫助の問題であるが、上の(2)で書いた通り、今現在、著作権の間接侵害や侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的な大混乱が生じかねないという非常に危険な状態にあるのであり、このような問題について、いたずらに今の過大な法的不安定性をさらに拡大するような法改正を行うことなど論外である。政府においては、今現在、著作権の間接侵害・侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的な大混乱が生じかねないという非常に危険な状態にあるということをきちんと認識し、民事的な責任の制限しか規定していないプロバイダー責任制限法に関し、被侵害者との関係において、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確なセーフハーバーについて検討するべきであり、さらに、プロバイダー責任制限法によるセーフハーバーだけでは不十分であることを考え、間接侵害や著作権侵害幫助罪も含め、著作権侵害とならないセーフハーバーの範囲を著作権法上きちんと確定するべきである。上の(2)で書いた通り、このセーフハーバーを確定するためにも間接侵害の明確化はなされるべきであるが、今現在文化庁の文化審議会でも検討されているように、著作権法に明文の間接侵害一般規定を設けることは絶対にしてはならないことであり、このセーフハーバーの要件において、標準的な仕組み・技術や違法性の有無の判断を押しつけるような、権利侵害とは無関係の行政機関なり天下り先となるだろう第三者機関なりの関与を必要とすることも、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなるものであり、税金のムダな浪費と技術の発展の阻害につながるだけの危険かつ有害無益な規制強化として絶対に行ってはならないことである。プロバイダー責任制限法の検討においても、通信の秘密やプライバシー、表現の自由等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で検討が進められなくてはならないことは無論のことである。

(6)効果的な啓発活動について ネットにおける各種問題は情報モラル・リテラシー教育によって解決されるべきものという基本に立ち帰り、有害かつ危険な規制強化の検討では無く、教育・啓発活動などのより現実的かつ地道な施策のみに注力する検討が進むことを期待するが、違法コピー対策問題における権利者団体の主張は、常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。違法コピー対策問題における権利者団体の主張はほぼ常に非常識かつ危険なものであると啓発・周知する必要があることを考え、著作権に関する教育・啓発活動には、通信の秘密やプライバシー、表現の自由等の情報に関する国民の基本的な権利についての情報も含め、著作権の保護強化も行き過ぎればまた非人道的なものとなるということに関して啓発・周知を図るべきである。

(7)その他（海賊版模倣品対策条約について） 模倣品・海賊版拡散防止条約についての詳細は不明であるが、税関において個人のPCや携帯

デバイスの内容をチェック可能とすることや、インターネットで著作権検閲を行う機関を創設すること、行政機関の命令あるいは消費者との契約に基づき一方的にネット切断という個人に極めて大きな影響を与える罰を加えることを可能とする、ストライクポリシーと呼ばれる対策を取ることを事実上プロバイダーに義務づけることといった、個人の基本的な権利をないがしろにする条項が検討される恐れがある。他の国が、このような危険な条項をこの条約に入れるよう求めて来たときには、そのような非人道的な条項は除くべきであると、かえって、プライバシーや情報アクセスの権利といった国際的・一般的に認められている個人の基本的な権利を守るという条項こそ条約に盛り込むべきであると日本から各国に積極的に働きかけるべきである。さらに言えば、プライバシーや情報アクセスの権利、推定無罪の原理、弁護を受ける権利といった国際的・一般的に認められている個人の基本的な権利の保障をきちんと確保し、ストライクポリシーのような非人道的な取り組みが世界的に推進されることを止めるため、この条約に「対審を必要とする通常の手続きによる司法当局の事前の判決なくしてエンドユーザーの基本的な権利及び自由に対してはいかなる制限も課され得ない」という条文を入れるべきであると、日本から各国に積極的に働きかけるべきである。また、プロバイダーの責任やDRM回避規制についても、この条約で検討される恐れがあるが、上の(2)、(3)、(5)で書いた通り、日本において、いたずらに今の著作権の間接侵害や侵害幫助のリスクから生じている過大な法的不安定性をさらに拡大するような法改正を行うことなど論外であること、このプロバイダーの責任に関するセーフハーバーの要件においてストライクポリシーなどを押しつけるようなことは、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなるものであること、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上のDRM回避規制の強化はなされるべきでないことを考え、危険な規制強化につながる恐れが極めて強いプロバイダーの責任やDRM回避規制に関する規定は除くべきであると、日本から各国に強く働きかけるべきである。国民の情報アクセスに極めて危険な影響を及ぼしかねない条項の検討が行われている恐れが強い、この模倣品・海賊版拡散防止条約について、政府は、現状のような国民をバカにした概要だけで無く、その具体的な検討の詳細をきちんと公表するべきである。(ダウンロード違法化について) 文化庁の暴走と国会議員の無知によって、今年の6月12日に、「著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合」は私的複製に当たらないとする、いわゆるダウンロード違法化条項を含む、改正著作権法が成立し、来年の1月1日の施行を待つ状態である。しかし、一人しか行為に絡まないダウンロードにおいて、「事実を知りながら」なる要件は、エスパーでもない限り証明も反証もできない無意味かつ危険な要件であり、技術的・外形的に違法性の区別がつかない以上、このようなダウンロード違法化は法規範としての力すら持ち得ない。このような法改正によって進むのはダウンロード以外も含め著作権法全体に対するモラルハザードのみであり、これを逆にねじ曲げてエンフォースしようとするれば、著作権検閲という日本国として最低最悪の手段に突き進む恐れしかない。改正法は未施行であるが、既に、総務省の「利用者視点を踏まえたIC

Tサービスに係る諸問題に関する研究会」第一次提言案において、中国政府の検閲ソフト「グリーン・ダム」導入計画に等しい、日本レコード協会による携帯電話における著作権検閲の提案が取り上げられるなど、既に弊害は出始めている。そもそも、ダウンロード違法化の懸念として、このような著作権検閲に対する懸念は、文化庁へのパブコメ(文化庁HPの意見募集の結果参照。ダウンロード違法化問題において、この8千件以上のパブコメの7割方で示された国民の反対・懸念は完全に無視された。このような非道極まる民意無視は到底許されるものではない)や知財本部へのパブコメ(知財本部のHPの個人からの意見参照)を見ても分かる通り、法改正前から指摘されていたところであり、このような著作権検閲にしか流れようの無いダウンロード違法化は始めからなされるべきではなかったものである。文化庁の暴走と国会議員の無知によって成立したものであり、ネット利用における個人の安心と安全を完全にないがしろにするものである、百害あって一利ないダウンロード違法化を規定する著作権法第30条第1項第3号を即刻削除するべきである。

21	<p>(1)技術的に不可能であるので、考えるだけ無駄である</p> <p>(2)上に同じ</p> <p>(3)上に同じ</p> <p>(4)著作人格権への侵害として、ほぼ一律の金額とする 著作財産権については、損害と認めない</p> <p>(5)リンク先のコンテンツについて、正確に表記する義務はない; よって、「侵害コンテンツ」かどうかをあらかじめ判断することは 不可能である</p> <p>(6)コンテンツがネットワーク上に流出することを前提とした 新たな商業的枠組の創出を行う方が有効である</p> <p>(7) なし</p>
22	<p>(7)その他 お忙しいところ失礼致します。「インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関する調査」についてですが次の問題に目を通していただきたいと思います。・YouTube は、原理上、著作権侵害ファイルも公開されており、また Winny の開発者は、公衆送信権違反の幫助として訴えられた。・YouTube のビデオダウンローダーを開発する行為が、民事上の共同不法行為となるかもしれない。・もし刑事罰が導入された場合、著作権侵害罪の共犯とも見なされる可能性もあり、新しい技術開発の萎縮を招いてしまう。・日本の著作権法は無方式主義で、権利の表示をしなくても良いから違法コンテンツなのか合法コンテンツなのか、見た目で分からないことが多く客観的な判断が不可能。・要するに、適法公開かどうかの識別が困難である。このことから、この「インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関する調査」は慎重に考えていただきたいと存じます。</p>
23	<p>著作権侵害によって産業の基盤が揺らぐ、コンテンツ産業ビジネスに悪影響を及ぼすは本当なのか？ 著作権侵害がなくなれば売り上げが伸びるのか？ 著作権侵害は宣伝になって、逆に売り上げが伸びるという意見もある。私の場合これが当てはまる。あるジャンルの著作権侵害作品をネットでみたり、ダウンロードするようになってからそのジャンルの作品を購入するようになった。つまり、著作権侵害が宣伝になったということだ。もし、著作権侵害作品にネットで出会わなければ、購入はしていなかっただろう。著作権侵害=悪という考え方は間違いだと気づいてほしいが、おまえたちでは無理だろう。著作権侵害がなくなったところで、売り上げが伸びることはないっておこう。 意見をするにあたって、氏名、電話番号の記入が必須になっているが、我々の個人情報には明らかにされるのに著作権対策に関わっているメンバーの氏名と電話番号が明らかにされないのは納得がいけない。少なくとも、意見を提出したのものには電話番号を明らかにすべきだろう。 著作権侵害対策をする上で、日本国憲法を侵害する可能性も十分あるだろう。通信の秘密、プライバシーの侵害などををしないよう努めるべきだろう。ネットの監視などは言語道断である。 募集した意見については、何通の意見が集まったのか、そのうちわけまで 詳細を必ず公表してほしい。さらには今回の意見募集に関わらずパブリックコメントでの意見の募集をどのように反映させるのかあらかじめルールを作り公表してほしい。集まった意見を公僕どもが好き勝手に都合がいいように利用しない</p>

	<p>ようにするためだ。日本が民主主義国家である以上、公僕どもの反民主主義的なやり方は絶対に許さない。強い決意を持って戦っていく。 またメールをだすからな、じゃあな。</p>
24	<p>(1)について 削除を容易にすると本来削除する必要のないものまで削除する者もでてくると思い反対です。また削除を望まない著作者もいます。やはり従来通り著作者の申し立てがあってからでいいのではないのでしょうか。</p> <p>(2)について それは情報発信を萎縮させるだけだと思います。反対です。</p> <p>(3)について すいません。よくわかりません。</p> <p>(4)について すいません。よくわかりません。</p> <p>(5)について リンクサイトをどうこうしようというのはおかしいと思います。これは大本を権利者が訴えればすむ話です。</p> <p>(6)について この問題については政府が手を出す問題では今の所ないと思います。従来通りの法の元動いていけばなんら問題はないと思います。</p>

インターネット上の著作権侵害対策に関し、以下のことを求める。・日本レコード協会提案の、検閲に該当する日本版著作権グリーン・ダム計画を止めること。・閣議決定により、警察庁などが絡む形で検討が行われている違法ファイル共有対策についても、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権、表現の自由等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で検討を進めることを担保すること。・憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むこと。・憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むこと。・発信者情報の開示、リンクサイト等について、いたずらに今の過大な法的不安定性をさらに拡大するような法改正を行うこと無く、間接侵害や著作権侵害幫助に関し、被侵害者との関係において、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確なセーフハーバーについて検討し、著作権侵害とならないセーフハーバーの範囲を著作権法上きちんと確定すること。このセーフハーバーの要件において、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなる、標準的な仕組み・技術や違法性の有無の判断の押しつけなどをしないこと。・文化庁の片寄った見方から一方的に導入されたものである、私的領域でのコピーコントロール回避規制(著作権法第30条第1項第2号)を撤廃すること。ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上のDRM回避規制の強化を検討しないこと。・著作権に関する教育・啓発活動には、通信の秘密やプライバシー、表現の自由等の情報に関する国民の基本的な権利についての情報も含め、著作権の保護強化も行き過ぎればまた非人道的なものとなるということに関して啓発・周知を図ること。・模倣品・海賊版拡散防止条約について、税関において個人のPCや携帯デバイスの内容をチェック可能とすることや、インターネットで著作権検閲を行う機関を創設すること、ストライクポリシーを取ることを事実上プロバイダーに義務づけることといった、非人道的かつ危険な条項は除くべきであると、かえって、プライバシーや情報アクセスの権利といった国際的・一般的に認められている個人の基本的な権利を守るという条項こそ条約に盛り込むべきであると日本から各国に積極的に働きかけること。危険な規制強化につながる恐れが極めて強いプロバイダーの責任やDRM回避規制に関する規定はこの条約から除くべきであると、日本から各国に強く働きかけること。この条約の検討の詳細をきちんと公表すること。・文化庁の暴走と国会議員の無知によって成立したものであり、ネット利用における個人の安心と安全を完全にながしにするものである、百害あって一利ないダウンロード違法化を規定する著作権法第30条第1項第3号を即刻削除すること。

(1)侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について まだ実施されていないが、総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」第一次提言案において、携帯電話においてダウンロードした音楽ファイルを自動検知した上でそのファイルのアクセス・再生制限を行うという、日本レコード協会の著作権検閲の提案が取り上げられており、今現在、このような著作権検閲の提案が政府レベルで検討されかねない非常に危険な状態にある。これも実施されていないと思うが、同じく、著作権検閲に流れる危険性が極めて高い、フランスで今なお揉めてい

るネット切断型のストライクポリシー類の、ファイル共有ソフトを用いて著作権を侵害してファイル等を送信していた者に対して警告メールを送付することなどを中心とする著作権侵害対策の検討が、警察庁、総務省、文化庁などの規制官庁が絡む形で「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会(CCIF)」において勧められている。通信の秘密という基本的な権利の適用は監視の位置がサーバーであるか端末であるかによらないものであること、特に、機械的な処理であっても通信の秘密を侵害したことには変わりはないとされ、通信の秘密を侵害する行為には、当事者の意思に反して通信の構成要素等を利用すること(窃用すること)も含むとされていることを考えると、日本レコード協会が提案している著作権対策は、明らかに通信の秘密を侵害するものである。また、本来最も基本的なプライバシーに属する個人端末中の情報について、内容を自動検知し、アクセス制限・再生禁止等を行うことは、それ自体プライバシー権を侵害するものであり、プライバシーの観点からも、このような措置は導入されるべきでない。最も基本的なプライバシーに属する個人端末中の情報について、内容を自動検知し、アクセス制限・再生禁止等を行う日本レコード協会が提案している違法音楽配信対策は、技術による著作権検閲に他ならず、憲法に規定されている表現の自由(情報アクセス権を含む)や検閲の禁止に明らかに反するものである。ここで、表現の自由や検閲の禁止という観点からも、このような対策は決して導入されてはならないものである。付言すれば、日本レコード協会の携帯端末における違法音楽配信対策は、建前は違えど、中国でPCに対する導入が検討され、大騒ぎになった末、今現在導入が無期延期されているところの検閲ソフト「グリーン・ダム」と全く同じ動作をするものであるということを政府にははっきりと認識してもらいたい。このような検閲ソフトの導入については、日本も政府として懸念を表明しており、自由で民主的な社会において、このような技術的検閲が導入されることなど、絶対許されないことである。このような提案は、通信の秘密や検閲の禁止、表現の自由、プライバシーといった個人の基本的な権利をないがしろにするものである。日本レコード協会が提案している、検閲に該当するこのような対策は絶対に導入されるべきでなく、また技術支援・実証実験等として税金のムダな投入がなされるべきではない。フランスで導入が検討された、警告メールの送付とネット切断を中心とする、著作権検閲機関型の違法コピー対策である3ストライクポリシーについても、この6月に、憲法裁判所によって、インターネットのアクセスは、表現の自由に関する情報アクセスの権利、つまり、最も基本的な権利の1つとしてとらえられるものであるとして、著作権検閲機関型の3ストライクポリシーは、表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにするものとして、真っ向から否定された。フランスでは今なおストライクポリシーに関して揉め続けているが、日本においては、このようなフランスにおける政策の迷走を他山の石として、このように表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにする対策を絶対に導入しないこととするべきであり、閣議決定により、警察庁などが絡む形で検討が行われている違法ファイル共有対策についても、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権、表現の自由等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で検討を進めることを担保するべきである。これらの提案や検討からも明確なように、違法コピー対策問題における権利者団体の

主張は、常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。今後は、このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討するべきである。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討するべきである。 今後は、国民の基本的な権利を必ず侵害するものとなる危険な技術による著作権検閲の検討ではなく、ネットにおける各種問題は情報モラル・リテラシー教育によって解決されるべきものという基本に立ち帰り、このような教育や公開情報の検索を行うクローリングと現行のプロバイダー責任制限法と削除要請を組み合わせた対策などの、より現実的かつ地道な施策のみに注力する検討が進むことを期待する。

(2) 権利侵害者の特定を容易にするための方策(発信者情報の開示)について 動画投稿サイト事業者がJASRACに訴えられ、第一審で敗訴した「ブレイクTV」事件や、レンタルサーバー事業者が著作権幫助罪で逮捕され、検察によって姑息にも略式裁判で50万円の罰金を課された「第(3)世界」事件等を考えても、今現在、著作権の間接侵害や侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的な大混乱が生じかねないという非常に危険な状態にある。 発信者情報の開示等について、いたずらに今の過大な法的不安定性をさらに拡大するような法改正を行うことなど論外であり、政府においては、今現在、著作権の間接侵害・侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的な大混乱が生じかねないという非常に危険な状態にあるということをきちんと認識し、民事的な責任の制限しか規定していないプロバイダー責任制限法に関し、被侵害者との関係において、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確なセーフハーバーについて検討するべきである。 さらに、著作権の間接侵害事件や侵害幫助事件においてネット事業者がほぼ直接権利侵害者とみなされてしまうことを考えると、プロバイダー責任制限法によるセーフハーバーだけでは不十分であり、間接侵害や著作権侵害幫助罪も含め、著作権侵害とされないセーフハーバーの範囲を著作権法上きちんと確定することが喫緊の課題である。 セーフハーバーを確定するためにも間接侵害の明確化はなされるべきであるが、現行の条文におけるカラオケ法理や各種ネット録画機事件などで示されたことの全体的な整理以上のことをしてはならない。特に、今現在文化庁の文化審議会で検討されているように、著作権法に明文の間接侵害一般規定を設けることは絶対にしてはならないことである。確かに今は直接侵害規定からの滲み出しで間接侵害を取り扱っているのも不明確なところがあるのは確かだが、現状の整理を超えて、明文の間接侵害一般規定を作った途端、権利者団体や放送局がまず間違いなく山の様に脅しや訴訟を仕掛けて来、今度はこの間接侵害規定の定義やそこからの滲み出しが問題となり、無意味かつ危険な社会的混乱を来すことは目に見えているからである。 このセーフハーバーの要件において、標準的な仕組み・技術や違法性の有無の判断を押しつけるような、権

利侵害とは無関係の行政機関なり天下り先となるだろう第三者機関なりの関与を必要とすることは、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなるものであり、税金のムダな浪費と技術の発展の阻害につながるだけの危険かつ有害無益な規制強化であり、絶対にあってはならない。プロバイダー責任制限法の検討においても、通信の秘密やプライバシー、表現の自由等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で検討が進められなくてはならないことは無論のことである。なお、アクセスログの保存についても、プロバイダー責任制限との関係で検討されるべき話ではなく、それ自体で別途きちんと検討されなくてはならない話である。

(3)アクセスコントロールの不正な回避を防止するための方策について 昨年7月にゲームメーカーがいわゆる「マジコン」の販売業者を不正競争防止法に基づき提訴し、さらにこの2月にゲームメーカー勝訴の判決が出ていることなどを考えても、現時点で、現状の規制では不十分とするに足る根拠は全くない。かえって、著作権法において、私的領域におけるコピーコントロール回避まで違法とすることで、著作権法全体に関するモラルハザードとデジタル技術・情報の公正な利活用を阻む有害無益な萎縮効果が生じているのではないかと考えられる。デジタル技術・情報の公正な利活用を阻むものであり、そもそも、私的なDRM回避行為自体によって生じる被害は無く、個々の回避行為を一件ずつ捕捉して民事訴訟の対象とすることは困難だったにもかかわらず、文化庁の片寄った見方から一方的に導入されたものである、私的領域でのコピーコントロール回避規制(著作権法第30条第1項第2号)は撤廃するべきである。コンテンツへのアクセスあるいはコピーをコントロールしている技術を私的な領域で回避しただけでは経済的損失は発生し得ず、また、ネットにアップされることによって生じる被害は公衆送信権によって既にカバーされているものであり、その被害とDRM回避やダウンロードとを混同することは絶対に許されない。それ以前に、私法である著作権法が、私的領域に踏み込むということ自体異常なことと言わざるを得ない。また、知財計画2009で今年度にDRM回避規制に関する検討を行うこととされているが、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上のDRM回避規制の強化は検討されるべきでない。

(4)損害賠償額の算定を容易にするための方策について 法定損害賠償制度については、平成21年1月の文化庁の「文化審議会著作権分科会報告書」においても、「過去の裁判例における第114条の5等の規定による損害額の認定の状況を踏まえれば、同規定はある程度機能しているものと考えられ、現行法によってもなお対応が困難であるとするまでの実態が認められるには至っていない」とされている整理を変えるべきであるとするに足る状況の変化は無く、法定損害賠償制度などの損害賠償額の算定を容易にするための方策の検討はされるべきでは無い。さらに付言すれば、法定損害賠償制度は、アメリカで一般ユーザーに法外な損害賠償を発生させ、その国民のネット利用におけるリスクを不当に高め、ネットにおける文化と産業の発展を阻害することにしかつながっていないものである(<http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0906/22/news028.html> 参照)。日本においてこのような制度は絶対に導入されてはならない。

(5)侵害コンテンツへ誘導するリンクサイトについて リンクサイトの問題も著作権の間接侵害や侵害幫助の問題であるが、上の(2)で書いた通り、今現在、著作権の間接侵害や侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的な大混乱が生じかねないという非常に危険な状態にあるのであり、このような問題について、いたずらに今の過大な法的不安定性をさらに拡大するような法改正を行うことなど論外である。政府においては、今現在、著作権の間接侵害・侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的な大混乱が生じかねないという非常に危険な状態にあるということをきちんと認識し、民事的な責任の制限しか規定していないプロバイダー責任制限法に関し、被侵害者との関係において、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確なセーフハーバーについて検討するべきであり、さらに、プロバイダー責任制限法によるセーフハーバーだけでは不十分であることを考え、間接侵害や著作権侵害幫助罪も含め、著作権侵害とならないセーフハーバーの範囲を著作権法上きちんと確定するべきである。 上の(2)で書いた通り、このセーフハーバーを確定するためにも間接侵害の明確化はなされるべきであるが、今現在文化庁の文化審議会でも検討されているように、著作権法に明文の間接侵害一般規定を設けることは絶対にしてはならないことであり、このセーフハーバーの要件において、標準的な仕組み・技術や違法性の有無の判断を押しつけるような、権利侵害とは無関係の行政機関なり天下り先となるだろう第三者機関なりの関与を必要とすることも、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなるものであり、税金のムダな浪費と技術の発展の阻害につながるだけの危険かつ有害無益な規制強化として絶対に行ってはならないことである。プロバイダー責任制限法の検討においても、通信の秘密やプライバシー、表現の自由等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で検討が進められなくてはならないことは無論のことである。

(6)効果的な啓発活動について ネットにおける各種問題は情報モラル・リテラシー教育によって解決されるべきものという基本に立ち帰り、有害かつ危険な規制強化の検討では無く、教育・啓発活動などのより現実的かつ地道な施策のみに注力する検討が進むことを期待するが、違法コピー対策問題における権利者団体の主張は、常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。 違法コピー対策問題における権利者団体の主張はほぼ常に非常識かつ危険なものであると啓発・周知する必要があることを考え、著作権に関する教育・啓発活動には、通信の秘密やプライバシー、表現の自由等の情報に関する国民の基本的な権利についての情報も含め、著作権の保護強化も行き過ぎればまた非人道的なものとなるということに関して啓発・周知を図るべきである。

(7)その他（海賊版模倣品対策条約について） 模倣品・海賊版拡散防止条約についての詳細は不明であるが、税関において個人のPCや携帯デバイスの内容をチェック可能とすることや、インターネットで著作権検閲を行う機関を創設すること、行政機関の命令あるいは消費者との契約に基

づき一方的にネット切断という個人に極めて大きな影響を与える罰を加えることを可能とする、ストライクポリシーと呼ばれる対策を取ることを事実上プロバイダーに義務づけることといった、個人の基本的な権利をないがしろにする条項が検討される恐れがある。他の国が、このような危険な条項をこの条約に入れるよう求めて来たときには、そのような非人道的な条項は除くべきであると、かえって、プライバシーや情報アクセスの権利といった国際的・一般的に認められている個人の基本的な権利を守るという条項こそ条約に盛り込むべきであると日本から各国に積極的に働きかけるべきである。さらに言えば、プライバシーや情報アクセスの権利、推定無罪の原理、弁護を受ける権利といった国際的・一般的に認められている個人の基本的な権利の保障をきちんと確保し、ストライクポリシーのような非人道的な取り組みが世界的に推進されることを止めるため、この条約に「対審を必要とする通常の手続きによる司法当局の事前の判決なくしてエンドユーザーの基本的な権利及び自由に対してはいかなる制限も課され得ない」という条文を入れるべきであると、日本から各国に積極的に働きかけるべきである。また、プロバイダーの責任やDRM回避規制についても、この条約で検討される恐れがあるが、上の(2)、(3)、(5)で書いた通り、日本において、いたずらに今の著作権の間接侵害や侵害幫助のリスクから生じている過大な法的不安定性をさらに拡大するような法改正を行うことなど論外であること、このプロバイダーの責任に関するセーフハーバーの要件においてストライクポリシーなどを押しつけるようなことは、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなるものであること、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上のDRM回避規制の強化はなされるべきでないことを考え、危険な規制強化につながる恐れが極めて強いプロバイダーの責任やDRM回避規制に関する規定は除くべきであると、日本から各国に強く働きかけるべきである。国民の情報アクセスに極めて危険な影響を及ぼしかねない条項の検討が行われている恐れが強い、この模倣品・海賊版拡散防止条約について、政府は、現状のような国民をバカにした概要だけで無く、その具体的な検討の詳細をきちんと公表するべきである。(ダウンロード違法化について) 文化庁の暴走と国会議員の無知によって、今年の6月12日に、「著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合」は私的複製に当たらないとする、いわゆるダウンロード違法化条項を含む、改正著作権法が成立し、来年の1月1日の施行を待つ状態である。しかし、一人しか行為に絡まないダウンロードにおいて、「事実を知りながら」なる要件は、エスパーでもない限り証明も反証もできない無意味かつ危険な要件であり、技術的・外形的に違法性の区別がつかない以上、このようなダウンロード違法化は法規範としての力すら持ち得ない。このような法改正によって進むのはダウンロード以外も含め著作権法全体に対するモラルハザードのみであり、これを逆にねじ曲げてエンフォースしようとするれば、著作権検閲という日本国として最低最悪の手段に突き進む恐れしかない。改正法は未施行であるが、既に、総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」第一次提言案において、中国政府の検閲ソフト「グリーン・ダム」導入計画に等しい、日本レコード協会によ

る携帯電話における著作権検閲の提案が取り上げられるなど、既に弊害は出始めている。そもそも、ダウンロード違法化の懸念として、このような著作権検閲に対する懸念は、文化庁へのパブコメ(文化庁HPの意見募集の結果参照。ダウンロード違法化問題において、この8千件以上のパブコメの7割方で示された国民の反対・懸念は完全に無視された。このような非道極まる民意無視は到底許されるものではない)や知財本部へのパブコメ(知財本部のHPの個人からの意見参照)を見ても分かる通り、法改正前から指摘されていたところであり、このような著作権検閲にしか流れようの無いダウンロード違法化は始めからなされるべきではなかったものである。文化庁の暴走と国会議員の無知によって成立したものであり、ネット利用における個人の安心と安全を完全にないがしろにするものである、百害あって一利ないダウンロード違法化を規定する著作権法第30条第1項第3号を即刻削除するべきである。

インターネット上の著作権侵害対策に関し、以下のことを求めます。

(1) 侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について

- ・検閲の禁止に反する、日本レコード協会提案の違法音楽対策の計画を止めること。
- ・閣議決定により、警察庁などが絡む形で検討が行われている違法ファイル共有対策についても、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権、表現の自由等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で検討を進めることを担保すること。
- ・憲法の「表現の自由」に含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むこと。
- ・憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むこと。

(2) 権利侵害者の特定を容易にするための方策(発信者情報の開示)について

26

- ・発信者情報の開示、リンクサイト等について、いたずらに今の過大な法的不安定性をさらに拡大するような法改正を行うこと無く、間接侵害や著作権侵害幫助に関し、被侵害者との関係において、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確なセーフハーバーについて検討し、著作権侵害とならないセーフハーバーの範囲を著作権法上きちんと確定すること。このセーフハーバーの要件において、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなる、標準的な仕組み・技術や違法性の有無の判断の押しつけなどをしないこと。

(3) アクセスコントロールの不正な回避を防止するための方策について

- ・文化庁から一方的に導入されたものである、私的領域でのコピーコントロール回避規制(著作権法第30条第1項第2号)を撤廃すること。ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上のDRM回避規制の強化を検討しないこと。

(4) 損害賠償額の算定を容易にするための方策について

- ・法定損害賠償制度については、平成21年1月の文化庁の「文化審議会著作権分科会報告書」において、「過去の裁判例における第114条の5等の規定による損害額の認定の状況を踏まえれば、同規定はある程度機能しているものと考えられ、現行法によってもなお対応が困難であるとするまでの実態が認められるには至っていない」とされているの状況からの変化は無く、法定損害賠償制度などの損害賠償額の算定を容易にするための方策の検討はされるべきでは無い。

(5) 侵害コンテンツへ誘導するリンクサイトについて

・現在、著作権の間接侵害や侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的な大混乱が生じかねないという非常に危険な状態にあるのであり、このような問題について、いたずらに今の過大な法的不安定性をさらに拡大するような法改正を行うことはするべきではないと考える。政府においては今現在、上記のような状態にあるということをきちんと認識し、民事的な責任の制限しか規定していないプロバイダー責任制限法に関し、被侵害者との関係において、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確なセーフハーバーについて検討するべきであり、さらに、プロバイダー責任制限法によるセーフハーバーだけでは不十分であることを考え、間接侵害や著作権侵害幫助罪も含め、著作権侵害とならないセーフハーバーの範囲を著作権法上きちんと確定するべきである。

(6) 効果的な啓発活動について

・著作権に関する教育・啓発活動には、通信の秘密やプライバシー、表現の自由等の情報に関する国民の基本的な権利についての情報も含め、著作権の保護強化も行き過ぎればまた非人道的なものとなるということに関して啓発・周知を図ること。

(7) その他

・模倣品・海賊版拡散防止条約について、税関において個人のPCや携帯デバイスの内容をチェック可能とすることや、インターネットで著作権検閲を行う機関を創設すること、ストライクポリシーを取ることを事実上プロバイダーに義務づけることといった、非人道的かつ危険な条項は除くべきであると、かえって、プライバシーや情報アクセスの権利といった国際的・一般的に認められている個人の基本的な権利を守るという条項こそ条約に盛り込むべきであると日本から各国に積極的に働きかけること。危険な規制強化につながる恐れが極めて強いプロバイダーの責任やDRM回避規制に関する規定はこの条約から除くべきであると、日本から各国に強く働きかけること。この条約の検討の詳細をきちんと公表すること。・文化庁の暴走と国会議員の無知によって成立したものであり、ネット利用における個人の安心と安全を完全にないがしろにするものである、百害あって一利ないダウンロード違法化を規定する著作権法第30条第1項第3号を即刻削除すること。

(1)侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について 携帯電話においてダウンロードした音楽ファイルを自動検知した上でそのファイルのアクセス・再生制限を行うという、日本レコード協会の著作権検閲の提案が取り上げられており政府レベルで検討しないことを求める。通信の秘密という憲法でも定められている基本的な権利を侵害する当事者の意思に反して通信の構成要素等を利用すること(窃用すること)も含むとされていることを考えると、日本レコード協会が提案している著作権対策は、導入すべきでない。本来最も基本的なプライバシーに属する個人端末中の情報について、内容を自動検知し、アクセス制限・再生禁止等を行うことは、それ自体がデータを盗み見る行為なので、プライバシーの観点からも、このような措置は導入されるべきでない。日本レコード協会の携帯端末における違法音楽配信対策は、建前は違えど、中国でPCに対する導入が検討され、大騒ぎになった末、今現在導入が無期延期されているところの検閲ソフト「グリーン・ダム」と全く同じ動作をするものであるということを政府にははっきりと認識してもらいたい。このような検閲ソフトの導入については、日本も政府として懸念を表明しており、自由で民主的な社会において、このような技術的検閲が導入されることなど、絶対許されないことである。フランスで導入が検討された、警告メールの送付とネット切断を中心とする、著作権検閲機関型の違法コピー対策である3ストライクポリシーについても、この6月に、憲法裁判所によって、インターネットのアクセスは、表現の自由に関係する情報アクセスの権利、つまり、最も基本的な権利の1つとしてとらえられるものであるとして、著作権検閲機関型の3ストライクポリシーは、表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにするものとして、真っ向から否定された。フランスでは今なおストライクポリシーに関して揉め続けているが、日本においては、このようなフランスにおける政策の迷走を他山の石として、このように表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにする対策を絶対に導入しないこととするべきであり、閣議決定により、警察庁などが絡む形で検討が行われている違法ファイル共有対策についても、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権、表現の自由等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で検討を進めることを担保するべきである。今後は、国民の基本的な権利を必ず侵害するものとなる危険な技術による著作権検閲の検討ではなく、ネットにおける各種問題は情報モラル・リテラシー教育によって解決されるべきものという基本に立ち帰り、このような教育や公開情報の検索を行うクローリングと現行のプロバイダー責任制限法と削除要請を組み合わせた対策などの、より現実的かつ地道な施策のみに注力する検討が進むことを求める。

(2)権利侵害者の特定を容易にするための方策(発信者情報の開示)について 発信者情報の開示等について、いたずらに今の過大な法的不安定性をさらに拡大するような法改正を行うことなど論外であり、政府においては、今現在、著作権の間接侵害・侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的な大混乱が生じかねないという非常に危険な状態にあるということをきちんと認識し、民事的な責任の制限しか規定していないプロバイダー責任制限法に関し、被侵害者との関係において、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確な安全港規定について検討す

るべきである。権利者団体や放送局が間違いなく山の様に脅しや訴訟を仕掛けて 今度はこの間接侵害規定の定義やそこからのしみ出しが問題となり、無意味かつ危険な社会的混乱を来すことは目に見えているからすべきでない。権利侵害とは無関係の行政機関なり天下り先となるだろう第三者機関なりの関与を必要とすることは、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなるものであり、税金のムダな浪費と技術の発展の阻害につながるだけの危険かつ有害無益な規制強化であり、絶対にあってはならない。プロバイダー責任制限法の検討においても、通信の秘密やプライバシー、表現の自由等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で検討が進められなくてはならないことは無論のことである。

(3) アクセスコントロールの不正な回避を防止するための方策について 著作権法において、私的領域におけるコピーコントロール回避まで違法とすることで、著作権法全体に関するモラルハザードとデジタル技術・情報の公正な利活用を阻む有害無益な萎縮効果が生じているのではないかと考えられる。私的領域でのコピーコントロール回避規制(著作権法第30条第1項第2号)は撤廃すべきである。コンテンツへのアクセスあるいはコピーをコントロールしている技術を私的な領域で回避しただけでは経済的損失は発生し得ず、また、ネットにアップされることによって生じる被害は公衆送信権によって既にカバーされているものであり、その被害とDRM回避やダウンロードとを混同することは絶対に許されない。それ以前に、私法である著作権法が、私的領域に踏み込むということ自体異常なことと言わざるを得ない。

(4) 損害賠償額の算定を容易にするための方策について 法定損害賠償制度は、アメリカで一般ユーザーに法外な損害賠償を発生させ、その国民のネット利用におけるリスクを不当に高め、ネットにおける文化と産業の発展を阻害することにしかつなげていないものである(<http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0906/22/news028.html> 参照)。日本においてこのような制度は絶対に導入されてはならない。

(5) 侵害コンテンツへ誘導するリンクサイトについて 権利侵害とは無関係の行政機関なり天下り先となるだろう第三者機関なりの関与を必要とすることも、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなるものであり、税金のムダな浪費と技術の発展の阻害につながるだけの危険かつ有害無益な規制強化として絶対に行ってはならないことである。プロバイダー責任制限法の検討においても、通信の秘密やプライバシー、表現の自由等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で検討が進められなくてはならないことは無論のことである。

(6) 効果的な啓発活動について ネットにおける各種問題は情報モラル・リテラシー教育によって解決されるべきものという基本に立ち帰り、有害かつ危険な規制強化の検討では無く、教育・啓発活動などのより現実的かつ地道な施策のみに注力する検討が進むことを求める。著作権に関する教育・啓発活動には、通信の秘密やプライバシー、表現の自由等の情報に関する国民の基本的な権利についての情報も含め、著作権の保護強化も行き過ぎればまた非人道的なものとなるということに関して啓発・周知を図るべきである。

(7) その他 パブリックコメントを募集するときはテレビや新聞のニュースで十分に国民に周知させてから1カ月以上の期間を設けることを求め

る。このような国民の生活に関わる安易な「処罰範囲拡大」や「天下り拡大」にも関わらず、十分に国民に周知させず インターネット利用者しか知ることの出来ない法改正を検討することは 民主国家とは言えない。 原点に立ち返って考えるべきである。

まず初めに氏名及び個人情報については匿名にてお願いいたします。

(1) 侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について

総務省が提言している携帯電話に違法音楽ファイル識別機能を搭載する件については、少なくともアクセス制限を行うと言うのは事実上の検閲行為そのものであり通信の秘密を侵害する事にもなり、実施すべきではない。アクセス制限を行うと言う事は少なくとも個人の利用しているファイルに政府が干渉する行為そのものであり、このことについてはプライバシーの侵害にも繋がる行為にもなりかねない。総務省に関しては携帯電話のフィルタリング等において、政治関係のHPですらフィルタリングの対象に入れ、青少年の知る権利を奪った事がある経緯があるので、その点は強く抗議する。

(7) その他

法案として夏の通常国会で通ってしまった著作権改正においてダウンロードを禁止する改正については明らかにダウンロードを禁止すると言う行為自体、少なくともダウンロードしてみるまで中身のファイルなんて利用者側にはわからないにも関わらず、ソレを制限し、探知する行為をしようと思えば通信の傍受をするしかなく、この行為自体、通信の秘密を侵害する行為そのものであり、また利用者側がいつ誰しもが損害賠償を請求されるかと言う地雷的側面のリスクを背負う事にも繋がり、非常に危険な改正案であると言いか言い様がない。またこの件により文化庁の方でもダウンロード禁止法を利用した詐欺に注意する広報がなされていた事に関してもただ闇雲にリスクを増大させるだけでありこの法改正自体本末転倒な結果を招く事だろう。明らかに著作権法で本分を超えた行為そのものあり、この部分については検閲行為そのものではないだろうか？ 少なくともダウンロードを禁止すると言う改正部分については削除すべきである。違法ファイルを食い止めるのならば本来流通を止めればよいだけの話である。またこの件においては多くの人からパブリックコメントで反対意見が殺到したにも関わらず、文化庁はその反対、慎重意見を事実上封殺し、旧麻生政権化において与野党問わず殆ど議論せず、このような悪質とも言える法改正を通した経緯があり、その点は一般国民の意見を一切無視したという民主主義ではあってはならない行為をやったと言う点においては、ある種では省庁や政府が民主主義を無視した政策を日常的に行っている事を象徴した事例であるその事については強く抗議する。最後に過去このようなコピーコントロールCDに代表される規制の政策により、逆に利用者側の行動を制限しすぎる事により、顧客離れを引き起こし業界が衰退し、結果コピーコントロールCDと言う規格自体広まらずに衰退していった経緯を忘れたのではないのか？ 過剰な規制は逆に市場の衰退を招く事を忘れないで欲しい。そして著作権改正についてはJASRAC等の一部の団体の利益追従のために恣意的に運用されている事について非常に不愉快である。もっと一般国民のためになる改正をすべきではないだろうか？ 以上

29	<p>(1)侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について 権利侵害か否かの判定をまず行うべきであり、迅速に削除すべきではない。</p> <p>(2)権利侵害者の特定を容易にするための方策(発信者情報の開示)について 現行法で確保できており、現在以上の強制力を求めるべきではない。</p> <p>(3)アクセスコントロールの不正な回避(注)を防止するための方策について アクセスコントロールが正当な購入者の権利を阻害しているケースも多い。安易な強化を行うのではなく、購入者も立派な権利者であることをまず大前提に置く対応を考慮すべきである。</p> <p>(4)損害賠償額の算定を容易にするための方策について 一定量のコンテンツ流出はそれが海賊版であってすら、利益の向上に寄与する(ナッシュ均衡点が存在する)ことは既に判明している。損害額を安易に算定するのであれば、情報の拡散による利益の向上分を算出額に加えるべきである。</p> <p>(5)侵害コンテンツへ誘導するリンクサイトについて URL そのものはただの情報である。特に昨今は警察による権利侵害が甚だしく、警察庁OBによる“自白は証拠の王である(科学的証拠は不要)”という恐ろしい国会答弁すらなされている。安易に有罪の範囲を広げるべきではない。</p> <p>(6)効果的な啓発活動について まず、メーカーサイドが“どういった対策が最も利益を最大化するか”を考慮すべきであり、そのための啓蒙を行うべきである。例えば角川書店は自社コンテンツの二次創作に極めて好意的であり、違法コンテンツを取り締まるのとは真逆のスタンスで臨んでいる。しかし利益は同業他社が激減し続けるなか、増益増収を続けている。</p>
30	<p>(1)・(2)・(4)について</p> <p>インターネットの普及により、他人の著作物を安易にインターネット上へアップロードしてしまう状況が増えているのは事実ですが、その中には、番組や作品等の批評のためのサイト、情報交換のためのサイトなど、著作権者側へ損害を与えることを意図していない善意のサイトも多数存在しており、どの程度までを削除や損害賠償の対象とする権利侵害と見なすべきかは、フェアユース的な観点から慎重に判断する必要があると思います。</p> <p>(3)について</p> <p>アクセスコントロールの中には、真正品を所有しているにもかかわらず、著作権者の一方的な都合で利用を阻害するものも存在します(DVDソフトのリージョンコードなど)。そのようなアクセスコントロールは、むしろ排除されるべきではないかと思えます。あくまで、不正コピーされたものを動作させる目的で回避する場合のみを著作権侵害の対象とみなすべきです。</p> <p>(7)について</p> <p>現在の著作権法では、インターネット上においては、些細な著作物の利用も厳密には著作権侵害行為に該当してしまう場合が多く、著作権者側の</p>

	<p>意向によっては、利用者側が相当に不利な立場に置かれることも少なくありません。著作権の侵害を防止する方策だけでなく、著作権者側が必要以上に著作物の利用を制限することの無いようにする方策も必要なのではないかと思えます。(フェアユースの確立など)</p>
31	<p>(1)侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について 侵害とされるコンテンツが何故利用されるのか、その一つに現行の法律が時代に即していないことがある。地上波放送は住んでいる地域によって視聴できるコンテンツに格差が出ているので、視聴したくても視聴できない。見逃しても、せめて2、3日は無料でインターネットにて見逃したコンテンツが視聴できるようにしてほしい。(7)その他 主要先進国で日本以外追随しない送信可能化権を見直すべき。他国で導入しているフェアユースなどを導入して、ここまでなら利用可能であると決めるべき。警察が踏み込んでくるような状態を続けたために、動画共有 サイトなどのイニシアチブを他国に取られた。来年1月からのダウンロード規制はユーザーに萎縮を与えるだけである。だれが何をしたのかを調べるような検閲行為はやめるべき。非常に危険。ダウンロード規制は廃案にすべき。知的財産戦略の戦略とは利権保護、監視、密告、検閲と愚かなものばかり。中華人民共和国のグリーンダムを採用すると表明されるのがよいのではないか。日本政府はグリーンダムの反対を表明されたが、なんらグリーンダムと変わりが無いことを進めようとしている。</p>

32	<p>(1)侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について 音楽などの違法コンテンツを削除する対策として、日本レコード協会が提案しているものに、個人の携帯電話の中にあるデータを自動検知し、アクセス遮断や再生禁止などを行うというものがあるそうです。しかしこれは、中国で導入されようとしたものの無期限延期となった、検閲ソフト「グリーンダム」と同じものです。つまり、著作権を利用した事実上の検閲ということであり、日本でこのようなソフトウェアの研究・導入が推進されようとしている現状に強い憂慮を覚えます。</p> <p>(2)権利侵害者の特定を容易にするための方策(発信者情報の開示)について 文化庁の文化審議会において、著作権法に間接侵害一般規定を追加しようという動きがあるそうですが、「幫助」や「間接侵害」の過剰な拡大は、インターネットを利用する側にリスクを背負わせるのみの、無益なものとなるでしょう。</p> <p>(5)侵害コンテンツへ誘導するリンクサイトについて 「犯罪を助長する」という理由でリンクサイトを取り締まることは、あまりにも取り締まり範囲と取り締まれる人間を増やし過ぎるもので、事実上のインターネット検閲と化す可能性が高いと思います。リンクやそれらの情報については不可罰であるべきで、また、利用者にリスクを課すのは避けるべきです。</p>
33	<p>1)侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方法 企業権利者側の特別対策部署を設置し報告者・通報者はその人物(企業権利者側)との連絡を迅速に対応できるように環境を整える。現在の仕組みから言うとオペレーターなどの仲介が必要となり専門知識などを知らない人物が行っていたがそうしたことがなくなる。企業側はある程度の人数を確保しておく。すでにメールやメールフォーラムや電話などがある企業は一般人から通報があったらすぐに削除依頼ができるようにしておく。一般人からの通報・問い合わせができるようメール・電話が容易にできるようにホームページの改変をする。メールやメールフォーラムはウイルス対策を整えておく。余力があれば、1)2)の対策部署の他に企業側から動画投稿サイト・ファイル共有ソフト・サイトなどから検索し 1)に報告する部署チームを作る。</p> <p>2)権利侵害者の特定を容易にするための方策(発信者情報の開示)、権利者側の専門対策部署の設置をする。この対策部署がISP・警察と連絡を取るシステムとなる。これは 1)の対策部署と常時連携ができる状態にしておく。1)の対策部署と2)の対策部署は人員不足がやむを得ない場合は合併し両方の仕事をこなすようにする。</p> <p>3)アクセスコントロールの不正な回避を防止するための方策 例えば動画投稿サイト・動画配信サイト・ファイル共有サイトに権利侵害者プロバイダーの特定ができたなら同一プロバイダーからは投稿・配信・アップロード・ダウンロード・アクセスを禁止しプロバイダーから警察へ情報提供し権利侵害者を再度行為が行われないようにする 公開プロクシや無線通信などはアクセス禁止にする。不正行為があった段階でISPに連絡し対処をする 不正行為者は他のISPに契約できないようにする</p>

- | | |
|--|--|
| | <p>4) 損害賠償額の算定を容易にするための方策 動画投稿サイトなら再生回数×定価の額を支払うようにする。ファイル共有なら利用者×定価の賠償金を支払うようにする。これは高いと思われるが権利者側からすれば被害が大きいのので問題ない</p> <p>5) 侵害コンテンツへ誘導するリンクサイ リンクサイト集なら分析し情報収集ができればリンクサイトを閉鎖する</p> <p>6) 効果的な啓発活動 逮捕者をたくさん出して撲滅させる事。違法サイトの閉鎖をしていく。</p> |
|--|--|

(6)(7)について

(まず、私はインターネットをごく限定的にしか利用しないので、現状認識が不十分、誤りがあるかもしれないをお断りしておきます。)

著作権侵害コンテンツ「削除」の方策を求めるのとは別に、アップロード、ダウンロードを利用者自身が「抑止」できる方策を取るのが、啓発活動として有効ではないでしょうか？

インターネットの利用者数や技術的にできることが急増して、してよいか悪いかの判断が利用者自身に委ねられていることが自覚されないまま、著作権侵害コンテンツが流通しているようです。実社会では昔から、「そんなことをするものでない」と年長者が見守る中で人が育ってきましたが、インターネット社会では、ルールが明示されていても読み直されず、よく守られていないのではありませんか。子どもたちは、「著作権」「公衆送信権」を理解していない年齢から携帯電話でインターネットを利用し始めます。大人でも、実社会でのストレスや欲求不満がつのっていたり、感情的になっていたり、疲労し、飲酒した状態でインターネットを利用する人を止めることはできません。ルールを十分理解していない人、冷静でない状態にある人が、アップロード、ダウンロードの判断を誤らない工夫が必要です。

そこで、他社の権利に関わる可能性のあるコンテンツをアップロード、ダウンロードしようとする際に、ポップアップでチェックボックスが開き、利用者自身が平易な質問に答える間に問題点が見つかれば次に進めないような仕組みの導入を、プロバイダやサイト管理者にお願いし、不注意、無意識のうちに侵害行為が行われないようなハードルを設けることはできないでしょうか。(技術的に可能かどうか、私にはわかりません。)

だれもがしている、指摘されたときにやめればいい、といった軽率さで侵害コンテンツの利用が続くならば、人に迷惑をかけ、損害を与えることに想像が及ばない人が増えます。遵法意識の全般的な低下は実社会に影響を及ぼします。この件に限らず、アクセス数・利用者数を誇る風潮を見直し、IT関連企業に対して、自社が取り組んでいるインターネット社会健全化への貢献策公表を推奨してはいかがでしょうか。